

子どもの健やかな育ちが守られるまち むなかた

第2期宗像市子ども・子育て支援事業計画

【宗像市次世代育成支援対策行動計画(後期計画)】

【第2期宗像市子ども基本条例行動計画】

【第2期宗像市子どもの未来応援計画】

令和2年度～令和6年度



むむっ! むなかた。

令和2年3月策定（令和4年12月中間見直し）

宗像市

はじめに



宗像市では、平成24年に「宗像市子ども基本条例」を制定し、子どもの権利及び健やかな成長が保障されるまちづくりを進めていくために、子どもと大人が手を取り合っことを宣言しました。そして、この条例の行動計画を兼ねた「宗像市子ども・子育て支援事業計画」（平成27年度～平成31年度）では、「子どもの最善の利益」の保障と、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現、さらには、「子育て世代に選ばれる都市」ブランドの確立を目指して様々な事業を計画し取組んでまいりました。

この度、「宗像市子ども・子育て支援事業計画」期間が終了することに伴い、「第2期宗像市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。本計画では、「宗像市子ども基本条例」を構成する3本の柱の一つである「大人の責務」を「保護者」「市民（地域）」「子育て関係施設」のそれぞれが果たすことができるよう、必要な支援を行っていくことを基本方針に掲げております。この計画により、子どもたちや保護者たちが抱える課題を少しでも解消し、この計画の基本理念である「子どもの健やかな育ちが守られるまち むなかた」を実現するべく、それぞれの取組みを推進してまいります。

結びになりますが、この計画の策定にあたり、貴重なご意見を頂いた宗像市次世代育成支援対策審議会の各委員をはじめ関係機関や団体の皆さま、また子育てに関するアンケート調査や市民意見提出手続（パブリック・コメント）にご協力頂いた市民の皆さまに深く感謝し、心よりお礼を申し上げます。

令和2年3月

宗像市長 伊豆 美沙子

第2期宗像市子ども・子育て支援事業計画（目次）

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨と背景.....	1
2 第1期計画の総括.....	2
3 計画の法的根拠と位置づけ.....	4
4 他計画との関係.....	5
5 計画策定の背景.....	6
6 計画の期間.....	10
7 計画の対象.....	10
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状.....	11
1 統計でみる宗像市の子ども・子育ての現状.....	11
2 幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供状況.....	15
3 ニーズ調査からみる宗像市の子ども・子育ての現状.....	21
4 団体調査の結果.....	35
5 各種調査からみる課題.....	37
第3章 計画の基本的な考え方.....	38
1 基本理念.....	38
2 基本方針.....	38
3 基本的視点.....	40
第4章 計画の内容.....	41
1 基本方針を具体化する事業.....	42
第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について.....	67
1 区域の設定.....	67
2 子ども・子育て支援事業の量の見込みに対する確保方策.....	67
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	69
第6章 計画の推進.....	74
1 計画の推進体制.....	74
2 進行の管理.....	74
資料編.....	75
1 宗像市次世代育成支援対策審議会委員名簿.....	76
2 宗像市次世代育成支援対策審議会 審議経過.....	77
3 宗像市子ども基本条例.....	78
4 市民意見提出手続（パブリック・コメント）の意見及びその回答.....	84
5 表紙イラストについて.....	87



近年、わが国においては、急速な少子化の進行、核家族化や高齢化、また地域での人間関係の希薄化などにより、家庭や地域での子育て力が低下していると言われています。

急速な少子高齢化の進行は、人口構造にアンバランスを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

国においては、平成 24 年 8 月に成立した子ども・子育て関連 3 法に基づき、平成 27 年度から幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する新たな制度（以下「新制度」という。）が施行されました。新制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指して、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、地域の子ども・子育て支援の充実などを総合的に推進していくことが必要となっています。

また、平成 28 年 6 月には「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、「希望出生率 1.8」の実現に向け、若者の雇用安定・待遇改善、多様な保育サービスの充実、働き方改革の推進、希望する教育を受けることを阻む制約の克服等の対応策を講じていくことが掲げられました。

さらに、平成 31 年 2 月には、重要な少子化対策の 1 つとして掲げられた、幼児教育・保育の無償化を実施するための「子ども・子育て支援法改正案」が閣議決定され、令和元年 10 月より幼児教育・保育の無償化が実施されています。これは、幼児教育の負担軽減を図ることで、すべての子どもたちに質の高い教育の機会を保障し、生涯にわたる人格形成の基礎を培うことを目的としています。

本市では、平成 27 年度から平成 31 年度（令和元年度）までを計画期間とした「宗像市子ども・子育て支援事業計画（以下「第 1 期計画」という。）」において、「子どもの未来が育つまち むなかた」を基本理念として、「子どもの最善の利益」の保障と、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指し、各事業を進めてきました。また、第 1 期計画では次世代育成支援対策推進法に基づく「宗像市次世代育成支援対策行動計画」及び「宗像市子ども基本条例」に基づく子どもにやさしいまちづくりの施策を推進するための「宗像市子ども基本条例行動計画」も兼ねていました。さらに本市では、平成 26 年に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく、子どもの貧困対策に焦点を当てた「宗像市子どもの未来応援計画」を平成 30 年 3 月に策定し、第 1 期計画を補完する計画とし、子ども・子育てに係る施策を推進してきました。

このたび、第 1 期計画が、令和元年度で計画期間が終了することに伴い、近年の社会潮流や本市の子どもを取り巻く現状、第 1 期計画の進捗状況を確認・検証し、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境整備をより一層促進し、第 2 次宗像市総合計画に掲げる「元気を育むまちづくり」及び戦略的取組みである「都市ブランド（子育て世代に選ばれる都市）の推進」の実現に資することを目指し、前述の 4 つの子ども・子育てに係る計画を包含した総合的な計画として「第 2 期宗像市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 第1期計画の総括

第1期計画では、「子どもの未来が育つまち むなかた」を基本理念として、「子どもの最善の利益」の保障と一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指し、各事業を実施してきました。各事業は、事業実施の必要がなかったため評価できないものが1件あるものの、概ね計画どおりに実施できたと評価できます。

【第1期計画体系】

基本理念	基本方針	施策カテゴリー
子どもの未来が育つまち むなかた	①子どもが心豊かに育つまちづくり	(1) 子どもの居場所づくり
		(2) 体験活動の推進
		(3) 障がいがある子ども・適応に不安のある子どもへの支援
		(4) 教育環境の充実
		(5) 健やかな身体の育成
		(6) 豊かな心の育成
		(7) グローバル人材の育成
		(8) 子どもの権利救済・児童虐待防止対策の充実
	②安心して子どもを産み育てられるまちづくり	(1) 子育て力向上のための支援
		(2) 教育・保育サービスの充実
		(3) ひとり親家庭の自立支援
		(4) 子育て経費の支援
		(5) 母子の健康の確保
	③子どもにやさしいまちづくり	(1) 家庭や地域の教育力の向上
		(2) 地域で取り組む子育て支援体制づくり
		(3) 子ども・子育て家庭を取り巻く生活環境の整備
		(4) ワークライフバランスの推進
		(5) 子どもの安全確保



第1期計画では、以下の7つを重点施策として実施してきており、各施策の実施状況は、右欄に掲げるとおりです。

【第1期計画における重点施策とその実施状況・評価】

基本方針	重点施策	実施状況・評価
①子どもが心豊かに育つまちづくり	(1) 子どもの居場所づくり	各地区コミュニティや市民活動団体と協働し、異年齢交流や体験活動の機会を子どもに提供することで、子どもの居場所づくりの拡充に繋がりました。今後も、体験活動や学習支援も含めた子どもの居場所づくりを充実させるために、地域住民等の参画を得て進めていく必要があります。
	(2) 体験活動の推進	「子どもまつり事業」や「子ども育成推進事業」で、子ども実行委員がまつりの企画を行ったり、わくわく体験報告会での発表等を通して、子どもの「豊かに育つ権利」や「意見を表明する権利」の保障に繋がりました。今後も、多様な体験活動の機会を設け、生きる力の基盤を育む必要があります。
	(7) グローバル人材の育成	宗像市グローバル人材育成プランに基づいて、多文化交流等の各種事業を通して、子どもたちが諸外国や宗像市のお互いの文化や歴史を知り、自分自身の考えを持ち、異なる意見や価値観を受け入れる受容力やコミュニケーション力を育むことができました。今後は、より多くの市民が参加できる仕組みを考えていく必要があります。
②安心して子どもを産み育てられるまちづくり	(2) 教育・保育サービスの充実	保育の量の確保方策に基づき保育所の定員を拡充したり、延長保育事業や一時預かり事業等の充実を行いました。引き続き、入所待ち児童の解消に向けて保育士確保を含めた取り組みを行っていく必要があります。
	(5) 母子の健康の確保	各事業で、妊娠期から乳幼児期における切れ目のない母子保健サービスを行ってきました。乳幼児健診の受診率も95%以上を維持しています。今後も、子育て世代包括支援センターとして関係部署・機関との連携を強めて相談・支援体制をさらに整えていく必要があります。
③子どもにやさしいまちづくり	(1) 家庭や地域の教育力の向上	「家庭教育学級」等で、家庭・学校・地域が相互に連携しながら教育力向上を図り、子どもの健全育成に繋がってきました。しかし、「宗像市子ども基本条例」の認知度はまだまだ低いため、今後も引き続き啓発活動に努める必要があります。
	(2) 地域で取り組む子育て支援体制づくり	地域の子育てサロンで保健師等が子育てミニ相談会を行ったり、地域と行政とで一体となった子育ての支援を行ってきました。今後も、子育て支援に地域の力は不可欠であるため、より一層支援体制を強化していく必要があります。

これらの第1期計画の評価も踏まえながら、本計画を策定し、事業の推進を図っていきます。

3 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、次に掲げる法律及び宗像市条例に基づく子ども・子育てに係る総合的な計画です。以下4つの計画を総称して「第2期宗像市子ども・子育て支援事業計画」とします。

(1) 「子ども・子育て支援法」に基づく第2期事業計画

「子ども・子育て支援法」第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画（策定義務づけ）。教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量を確保する上で必要な施策を展開していきます。

(2) 「次世代育成支援対策推進法」に基づく行動計画（後期計画）

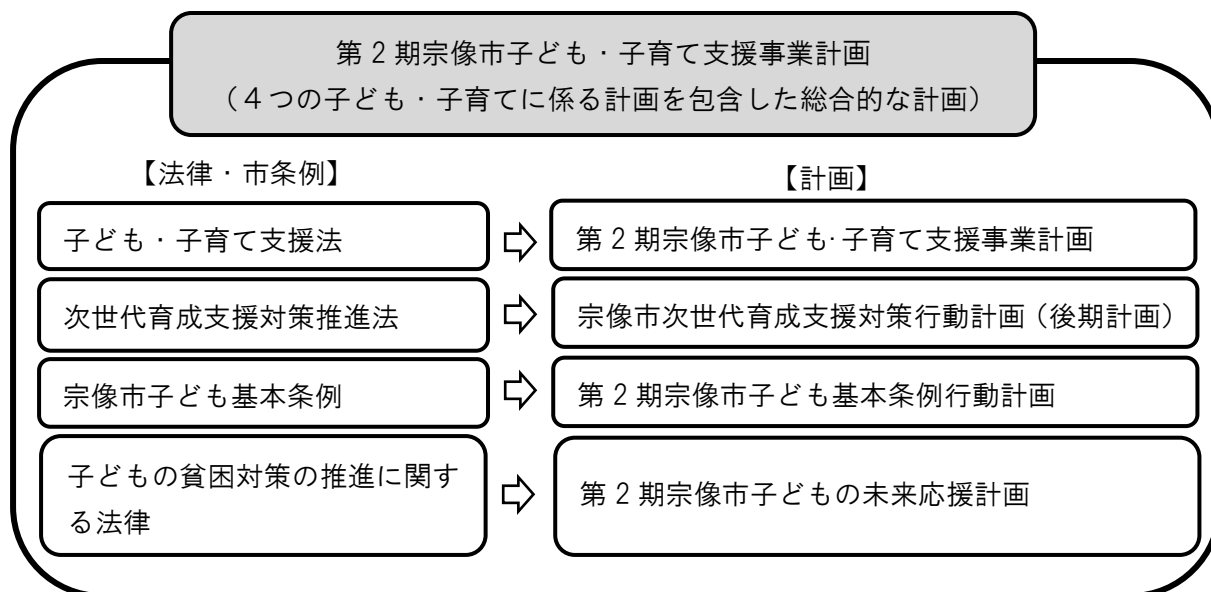
「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく市町村行動計画。「次世代育成支援対策推進法」は、平成27年3月までの時限立法でしたが、一般事業主行動計画の更なる推進という観点から、平成37年（令和7年）3月まで10年間延長されました。これより、市町村行動計画の策定は任意となりました。しかし、本市では、子ども・子育てに関する総合的な施策事業を行ってきており、今後も継続して施策事業を進めるための行動計画です。

(3) 「宗像市子ども基本条例」に基づく第2期行動計画

「宗像市子ども基本条例」第13条に基づく行動計画（策定義務づけ）。宗像市では、子どもの権利及び健やかな成長を保障することを目的に「宗像市子ども基本条例」を施行しており、この条例に基づく子どもにやさしいまちづくりの施策を推進するための行動計画です。

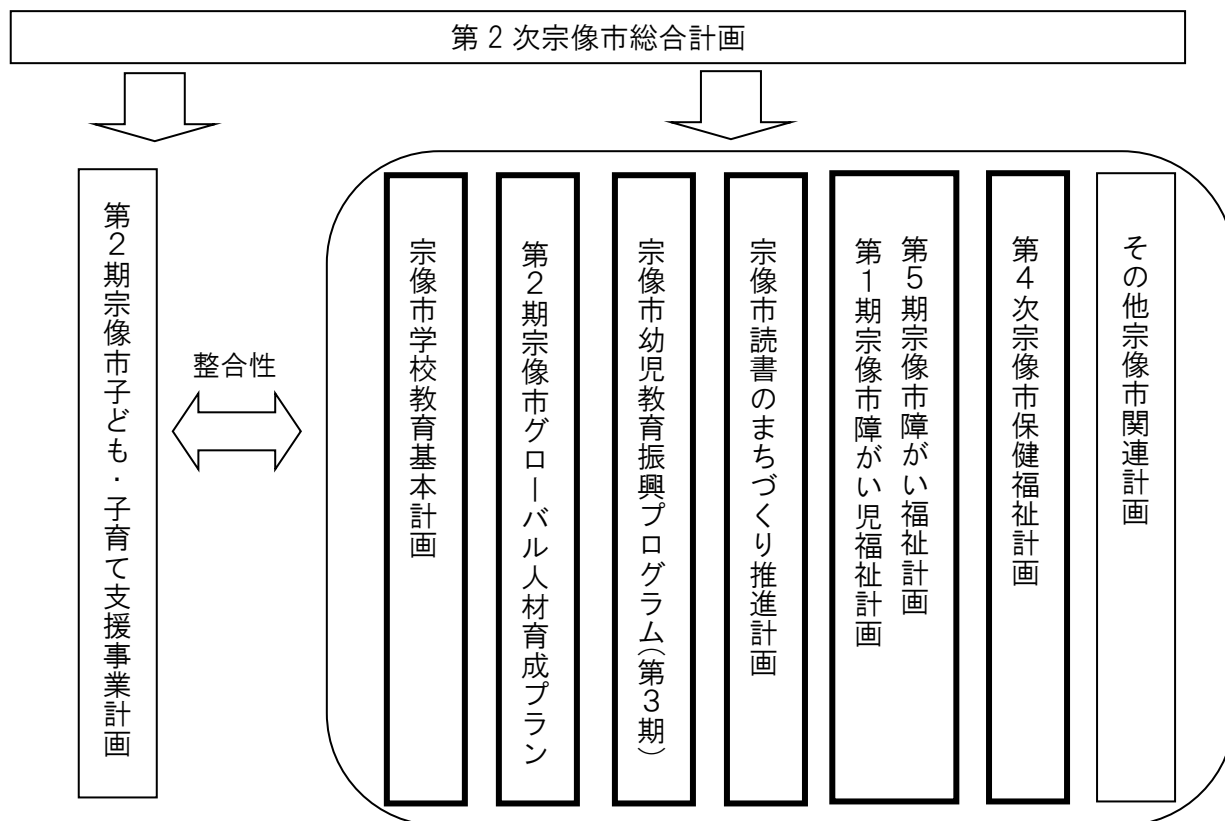
(4) 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく第2期行動計画

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条に基づく市町村行動計画（策定は努力義務）。子どもがその生まれ育った環境に左右されることなく、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指す、本市の子どもの貧困対策についての計画です。

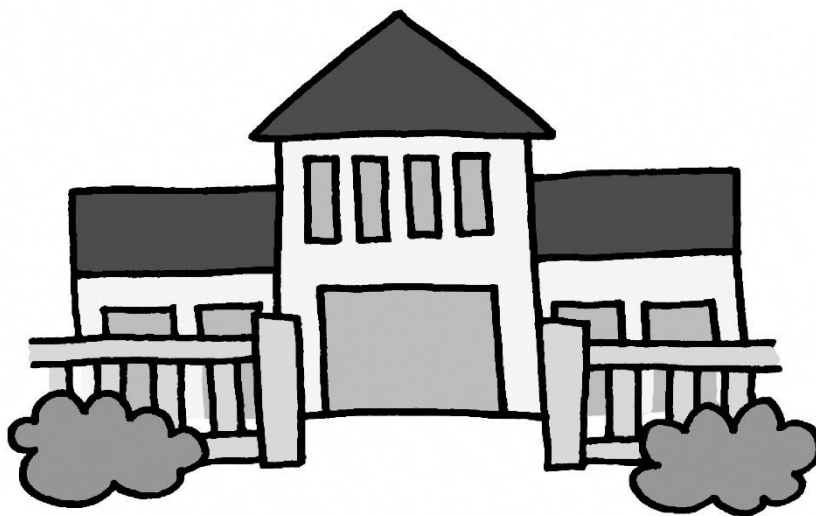


4 他計画との関係

本計画の策定にあたっては、本市の最上位計画である「第2次宗像市総合計画」をはじめ、「第4次宗像市保健福祉計画」その他の関連計画との整合を図り、策定しています。



子ども・子育て支援に関する事項を定めた計画を図示しています。



（１）子育てをめぐる全国的な現状・課題

① 子育て環境の変化

平成 26 年に、「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されると、わが国において長期的に大きな課題となっている少子高齢化と人口の減少に対応するための様々な施策がスタートしました。

特に、子ども・子育ての分野においては、若い世代が希望する時に結婚し、安心して妊娠・出産・子育てできる環境の整備を計画的に進めていくための指針が示されました。

また、経済の長期的な低迷傾向や男女共同参画意識の醸成などにより、共働き世帯はさらに増加しています。本計画においても、「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という考え方を基本としますが、子育てが父母や家庭内で完結するものではない状況がより鮮明になっており、職域や地域等の社会がそれぞれの立場から相応の負担を引き受け、協力し合いながら子育てを進めていくことが不可欠となっています。

② 支援が必要な子どもへの対応

厚生労働省が実施する「国民生活基礎調査」（平成 24 年）によると、わが国の 6 人に 1 人の子どもが相対的な貧困状況にあり、特に、ひとり親家庭の子どもの半数以上が相対的な貧困状況に該当していると報告されています。また、近年、子どもに対する虐待やいじめ、及びそこから派生する子ども・子育て世帯の社会的な孤立等が大きな問題となっています。

国では、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、平成 26 年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行（令和元年 9 月改正）し、また、あらゆる人が支援の制度の狭間に陥ることを防ぎ、地域社会の中で丸ごと支えていくため、平成 29 年には社会福祉法を改正しました。増加・顕在化がみられる生活困窮、子どもの貧困、権利擁護、虐待防止等の課題に対して、一層の社会的な関心と支援が必要とされています。

③ 保護者等の働き方の変化

共働き世帯が増加する中、安心して妊娠・出産・子育てできる環境の整備が保護者の働きやすさに直結します。

国の働き方改革実現会議において「働き方改革実行計画」を策定し、子育てと仕事の両立がしやすい支援制度の整備を進めることとされています。また、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取り組みがなされる一方、育児休暇の取得や平日の子どもとの関わりは未だ父母の間で大きな差があり、今後、家庭における性別による役割の固定化等は解消していくことが望まれます。

(2) 子ども・子育て支援新制度について

前述のような子育てをめぐる全国的な現状・課題に対応するため、平成 24 年 8 月に成立した子ども・子育て関連 3 法に基づき、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」や「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を計画的に進めるための新制度が平成 27 年 4 月に施行されました。

■新制度のポイント

- ①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
- ②認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）
- ③地域の実情に応じた子ども・子育て支援（地域子ども・子育て支援事業）の充実
- ④市町村が実施主体となる
- ⑤社会全体で費用を負担（消費税の引き上げにより充実に向けた予算を確保）
- ⑥政府の推進体制を整備
- ⑦子ども・子育て会議の設置
- ⑧仕事・子育て両立支援事業（企業主導型保育事業等）の創設（平成 28 年度より。国が実施主体）

※国の制度説明資料（「子ども・子育て支援新制度について（平成 30 年 5 月）」、「子ども・子育て支援新制度なるほどBOOK（平成 28 年 4 月改訂版）」）等を参照

■新制度の事業・給付体系

市町村主体で行う事業	国主体で行う事業
認定こども園・幼稚園・保育所等、共通の財政支援 認定こども園 幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設 幼稚園 小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校 保育所 就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設 地域型保育給付 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育 少人数で、0～2歳の子どもを保育する事業	地域の実情に応じた子育て支援 地域子ども・子育て支援事業 ・利用者支援事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・一時預かり事業 ・乳児家庭全戸訪問事業 ・養育支援訪問事業等 ・子育て短期支援事業 ・子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業） ・延長保育事業 ・病児保育事業 ・放課後児童健全育成事業 ・妊婦健康診査 ・実費徴収に係る補足給付を行う事業 ・多様な事業者の参入促進・能力活用事業 仕事と子育ての両立支援 仕事・子育て両立支援事業 ～平成 28 年度創設～ ・企業主導型保育事業 従業員の多様な就労形態に対応できる保育施設の設置・運営の費用を助成する ・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業 残業や夜勤等でベビーシッターを利用した際に費用の補助を受けることができる

(3) 本計画の策定にあたって踏まえるべき政策動向

第1期計画の後継となる本計画においては、近年の政策動向を踏まえた内容を反映することとされています。主な政策動向としては、以下のような内容があります。

① 幼児教育・保育の無償化

平成29年の「働き方改革実行計画」や「経済財政運営と改革の基本方針について2017（骨太の方針2017）」において幼児教育・保育の無償化の実施が提言されており、その後、平成30年の内閣府「子ども・子育て会議」において、幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針の概要が示されました。

令和元年10月より、以下のように、教育・保育施設の利用料が無償化されました。

教育・保育施設	対象と無償化の内容
○ 幼稚園、保育所、認定こども園等 ○	● 3～5歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育（標準的な利用料）の利用料無償化 ※新制度の対象とならない幼稚園については、月額上限2.57万円（注：国立大学附属幼稚園0.87万円、国立特別支援学校幼稚部0.04万円）まで無償化 ※原則、小学校就学前の3年間を無償化。ただし、幼稚園については、学校教育法の規定等に鑑み、満3歳から無償化。 ※各種学校については、幼児教育を含む個別の教育に関する基準はなく、多種多様な教育を行っており、また、児童福祉法上、認可外保育施設にも該当しないため、無償化の対象外。上記以外の幼児教育を目的とする施設については、乳幼児が保育されている実態がある場合、認可外保育施設の届出があれば、保育の必要性のある子供については無償化の対象。 ※保護者から実費で徴収している費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）は、無償化の対象外。食材料費については、保護者が負担する考え方を維持。3～5歳は施設による実費徴収を基本。低所得者世帯等の副食費の免除を継続し、免除対象者を拡充（年収360万円未満相当世帯） ● 0～2歳：上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化
○ 幼稚園の預かり保育 ○	● 保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額1.13万円までの範囲で無償化 ※保育の必要性の認定：2号認定又は2号認定と同等の認定（無償化給付のために新たに法制化） ※預かり保育は子ども・子育て支援法の一時的預かり事業（幼稚園型）と同様の基準を満たすよう指導・監督
○ 認可外保育施設等 ○	● 3～5歳：保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料を無償化 ※認可外保育施設のほか、一時的預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象 ※上限額の範囲内において、複数サービス利用も可能。また、幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合などには、幼稚園利用者が認可外保育施設等を利用する場合も無償化の対象 ※都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として5年間の猶予期間を設定 ● 0～2歳：保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯の子どもたちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化

② 子育て安心プラン等を踏まえた動き

待機児童の解消に向けた保育の受け皿拡大を図るため、「待機児童解消加速化プラン」の次期計画となる「子育て安心プラン」が平成 29 年 6 月に策定され、女性就業率 80%に対応できる 32 万人分の保育の受け皿整備を令和 2 年度末までに実施することとされました。

また、子育て安心プラン等による待機児童の解消や保育の受け皿整備に向けて、子ども・子育て支援法に基づく基本指針（平成 30 年 3 月 30 日告示・4 月 1 日施行）の改正が行われました。

③ 企業主導型保育事業

待機児童の解消を目指す国の「待機児童の解消加速化プラン」（平成 25 年 4 月）は、現在 50 万人分の待機児童の受け皿の整備が求められており、その内 5 万人分を、企業主導型保育の設置によって対応することとしています。

企業主導型保育事業は従来の事業所内保育と異なり、市町村の認可が不要であり、企業における従業員の利用枠以外に、地域住民の受け入れが可能な「地域枠」の設定については任意で、地域枠は最大で定員の 5 割まで設定が可能となっています。

④ 放課後児童クラブの受け入れ拡大

近年、女性の就業率の上昇や働き手の確保の必要性の向上等を受けて増加する放課後児童クラブ（本市においては「学童保育所」という。）の待機児童に対応し、さらなる受け皿拡大や育成支援の内容の質の向上を進めていくこととなっています。

また放課後子供教室と放課後児童クラブの一体型の教室を全国で 1 万箇所以上設置すること、新規開設する教室については、80%以上は小学校内の余裕教室を活用することが求められています。

⑤ 平成 28 年の児童福祉法等改正による社会的養育に関する抜本的な改正

すべての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、子育て世代包括支援センター（母子健康包括支援センター）の全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講じることとされています。

⑥ 子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正

令和元年、子どもの貧困対策の推進に関する法律が一部改正され、子どもの貧困対策を「子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消」に向けて推進することが明記され、市町村における子どもの貧困対策について計画を定めるよう努めるとされました。また、子どもの貧困に関する国の指標として「ひとり親世帯の貧困率」「生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率」が追加されました。

6 計画の期間

本計画の期間は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づき、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 か年とします。本計画の最終年度である令和 6 年度には、計画の達成状況の確認と次期計画策定を行います。

(年度)									
H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
第 1 期計画		第 2 期宗像市子ども・子育て支援事業計画 (本計画)							
評価・ 次期計画策定									

7 計画の対象

本計画は、以下の者及び施設を対象とします。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内の事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 市内の学校に在学する者
- (4) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (5) 子ども関係施設 市内の以下の施設
 - ア 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に規定する児童福祉施設（保育所など）
 - イ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する学校（幼稚園・小学校など）
 - ウ 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）に規定する各種施設（宗像市民図書館など）
 - エ その他子どもが関係する施設

※本計画における「子ども」とは 18 歳未満の者とします。



2

子ども・子育てを取り巻く現状



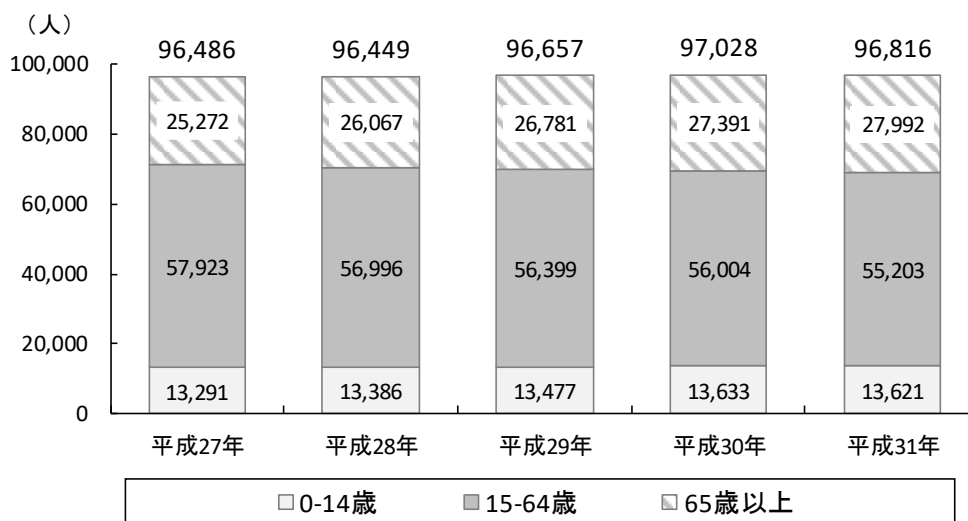
1 統計でみる宗像市の子ども・子育ての現状

(1) 人口の状況

本市の人口は、97,000 人前後で推移しています。年齢 3 階級別にみると、年少人口（0～14 歳）はおよそ 13,000 人で推移しています。生産年齢人口（15 歳～64 歳）は減少傾向にあり、老年人口（65 歳以上）は増加傾向にあります。

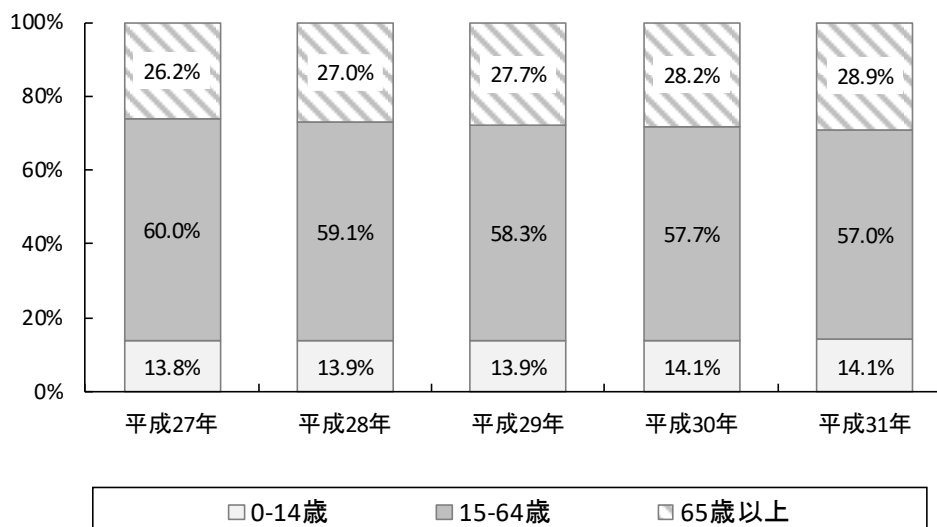
年齢 3 階級別の割合をみると、年少人口は約 14%で横ばいで推移しています。生産年齢人口は減少し、老年人口は増加傾向にあります。

■人口の推移



資料：「住民基本台帳」（各年 3 月 31 日時点）

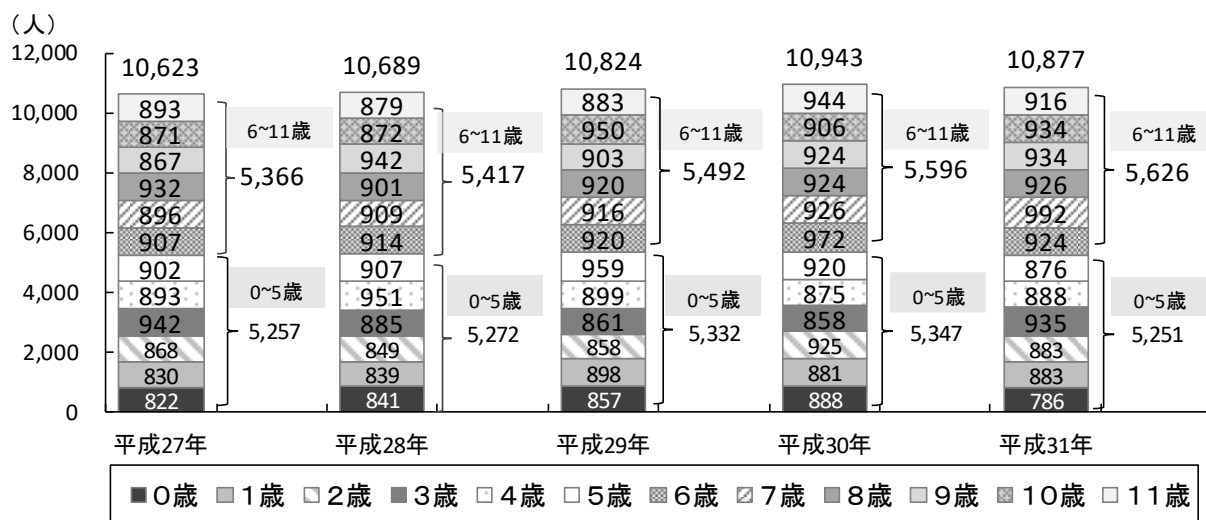
■年齢 3 階級別人口割合



資料：「住民基本台帳」（各年 3 月 31 日時点）

平成 27 年以降の 0～11 歳の人口の推移をみると、いずれの年齢も 900 人前後で推移しています。

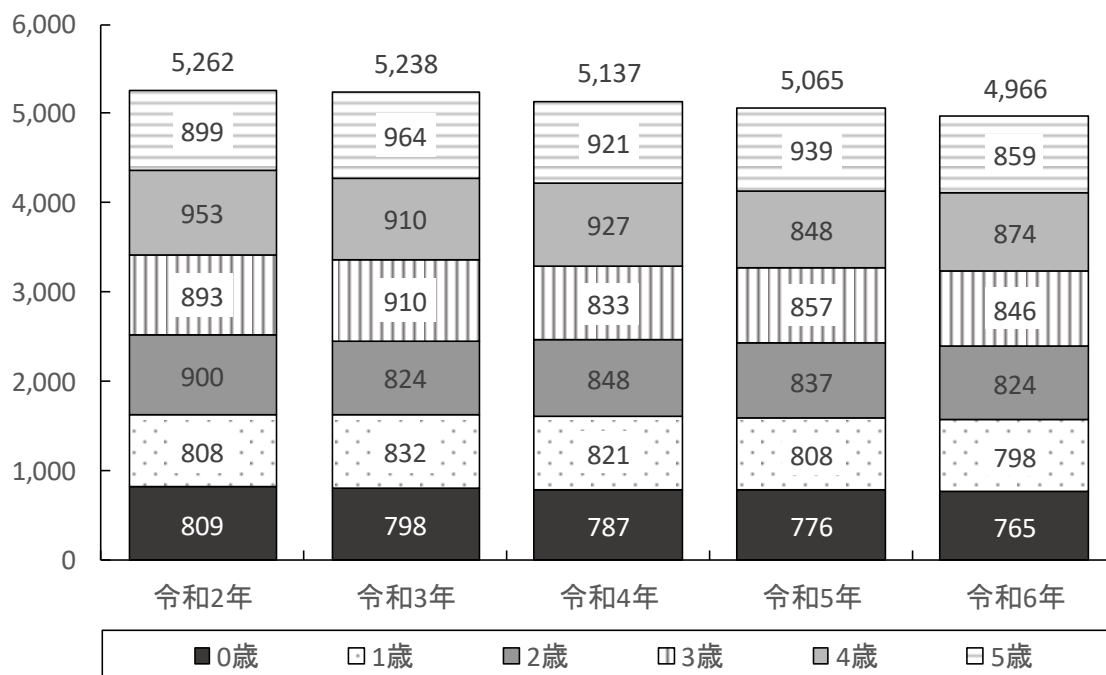
■0～11 歳の人口の推移



資料：「住民基本台帳」（各年 3 月 31 日時点）

0～5 歳の令和 6 年までの人口を予測したところ、令和 3 年より減少しはじめ、令和 6 年には 5,000 人を切ると予想されます。

■0～5 歳人口の将来推計

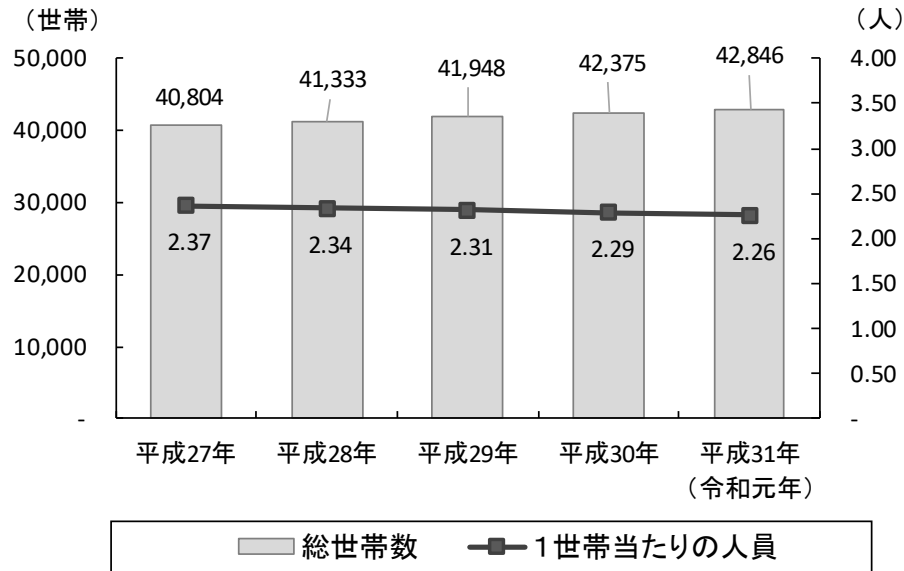


※「住民基本台帳」を基にコーホート変化率法で推計

(2) 世帯の状況

世帯の状況をみると、総世帯数は増加していますが、1 世帯当たりの人数は減少しています。

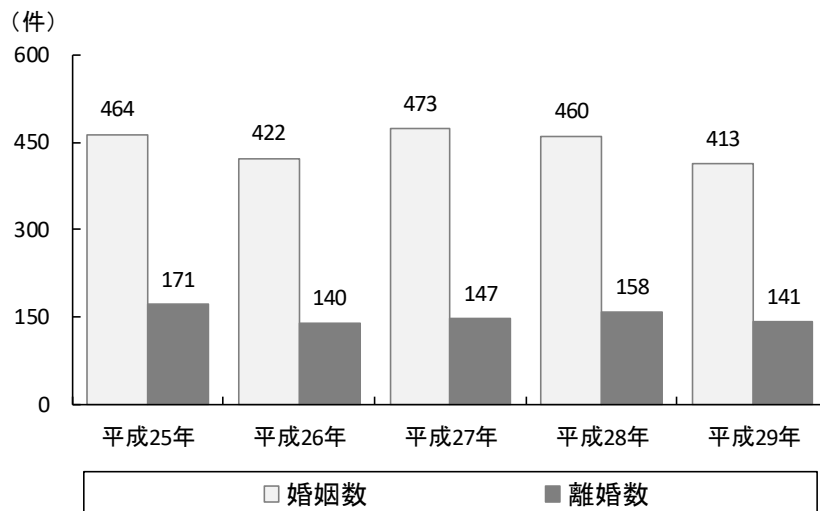
■総世帯数と 1 世帯当たりの人員



資料：「宗像市ホームページ」人口・世帯数状況表（毎年 9 月末時点）

婚姻の件数をみると、平成 25 年からは 400 件代で推移しています。離婚の件数は、150 件前後で推移しています。

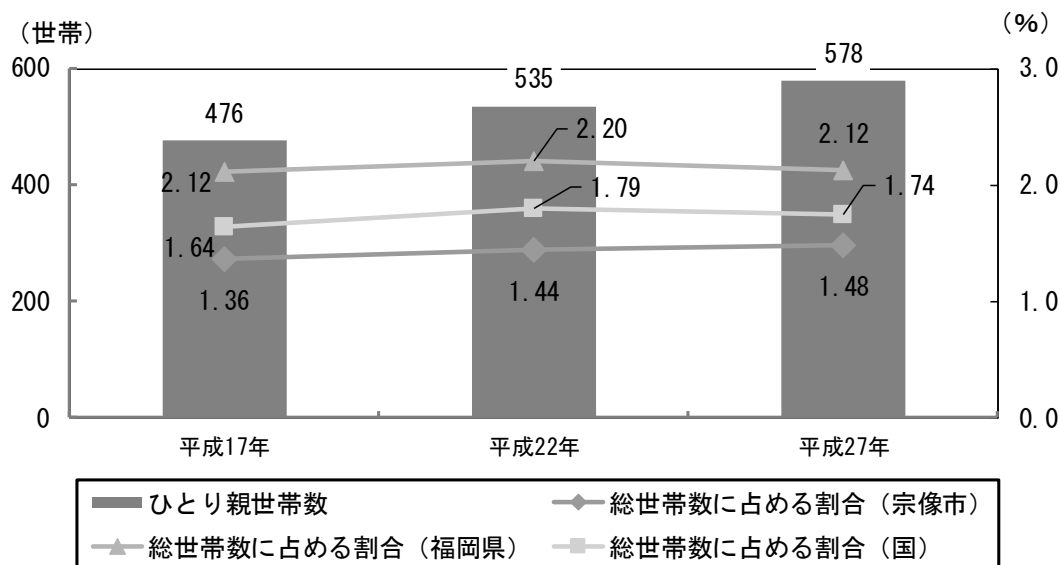
■婚姻と離婚



資料：「人口動態調査」

ひとり親世帯（母子世帯・父子世帯の総計）の推移をみると、平成17年から宗像市のひとり親世帯の数も総世帯数に占める割合も増加しています。ひとり親世帯の割合は、福岡県や国より低い水準となっています。

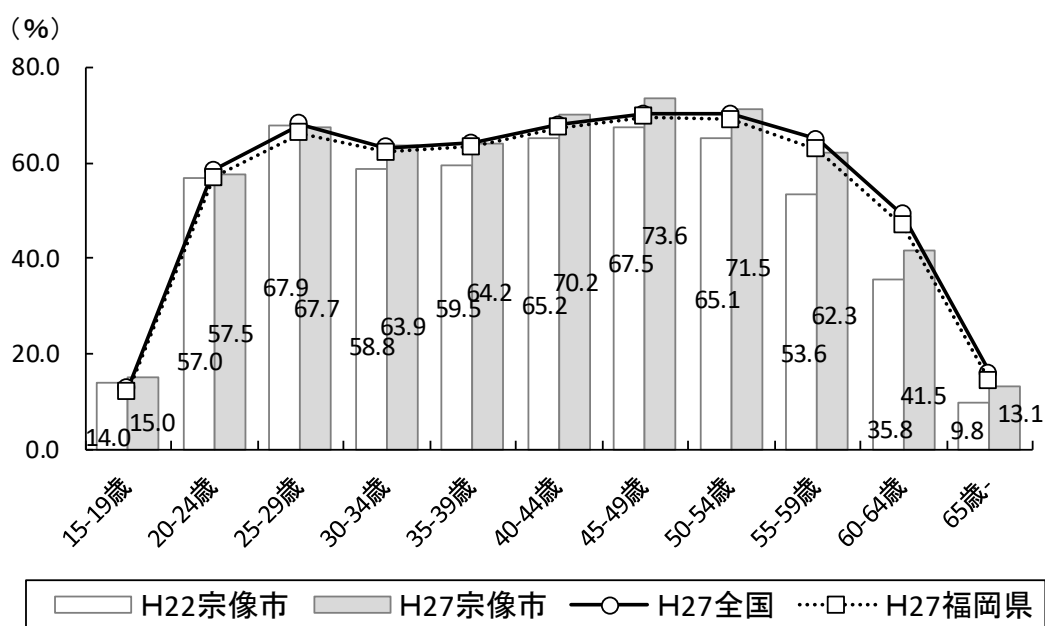
■ひとり親世帯（母子世帯・父子世帯の総計）の推移



資料：「国勢調査」

(3) 女性の就業状況

女性の就業率を平成22年と平成27年とで比較すると、30歳以上で就業率は上昇しています。平成27年の宗像市の女性の就業率は、全国及び福岡県と同水準となっています。



資料：「国勢調査」

2 幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供状況

(1) 幼児期の教育・保育の提供状況

① 1号認定(2号認定の教育希望を含む)：3歳～5歳の幼児期の学校教育を受ける子ども

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
量の見込み (必要利用希望総数)	人	1,719	1,686	1,626	1,532	1,501
確保の量(総定員数)	人	1,612	1,635	1,822	1,848	1,851
受入実績(各年4月1日時点)	人	1,731	1,734	1,718	1,624	1,589

② 2号認定：3歳～5歳の保育の必要性のある子ども

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
量の見込み (必要利用希望総数)	人	929	911	879	828	810
確保の量(総定員数)	人	839	839	856	892	1026
受入実績(各年4月1日時点)	人	935	937	928	878	858

③ 3号認定(0歳)：保育の必要性のある子ども

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
量の見込み (必要利用希望総数)	人	158	156	153	150	146
確保の量(総定員数)	人	148	148	155	169	185
受入実績(各年4月1日時点)	人	184	188	192	188	183

④ 3号認定(1～2歳)：保育の必要性のある子ども

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
量の見込み (必要利用希望総数)	人	621	612	600	588	577
確保の量(総定員数)	人	543	578	627	658	720
受入実績(各年4月1日時点)	人	696	691	720	706	692

(2) 地域子ども・子育て支援事業の提供状況

① 利用者支援に関する事業

事業概要	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じて相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業
市の現状	市の窓口利用者支援専門員（保育コンシェルジュ）を配置している。また、平成 29 年度から、子育て世代包括支援センターとして利用者支援事業（母子保健型）を実施している。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
量の見込み	か所	1	1	1	1	1
確保の量	か所	1	1	1	1	1
受入実績	か所	1	1	2	2	2

② 時間外保育事業

事業概要	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所などで保育を実施する事業
市の現状	保育所全園で、18 時までの通常の保育時間以降に 1 時間又は 2 時間延長して預かる事業を実施している。保育所全園の児童を対象として、保育所 1 園で日曜、祝日においての休日保育を実施している。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
量の見込み（利用者数）	人	535	525	511	490	479
確保の量	人	1,530	1,530	1,530	1,530	1,530
受入実績（利用者数）	人	406	432	427	475	-

③ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

事業概要	児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資することを目的として、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の機能強化を図る事業
市の現状	要保護児童対策地域協議会を実施している。

④ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要	保護者の世帯所得の状況などを勘案して、特定教育・保育施設などに対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用などを助成する事業
市の現状	令和元年 10 月から幼稚園に対し給食副食費の補助給付を実施している。

⑤ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業概要	特定教育・保育施設などへの民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設などの設置又は運営を促進するための事業
市の現状	未実施

⑥ 放課後児童健全育成事業

事業概要	保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館などを利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業
市の現状	離島を除く市内全小学校区で小学 1 年生から 6 年生までを対象に、学童保育事業を実施している。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
量の見込み (必要利用希望総数)	人	798	799	812	829	817
確保の量 (総定員数)	人	1,260	1,285	1,285	1,285	1,285
受入実績(各年 5 月 1 日時点)	人	847	882	935	995	1,085

⑦ 子育て短期支援事業

事業概要	保護者の疾病などの理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設などに入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護など事業（トワイライトステイ事業））
市の現状	子育て短期支援事業（通称：ショートステイ）として、児童養護施設、乳児院各 1 か所と委託契約し、最長 7 日間の範囲で預かる事業を実施している。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
量の見込み (必要利用希望総数)	人日	12	12	11	11	11
確保の量 (ショートステイ)	人日	70	70	70	70	70
受入実績	人日	0	0	6	50	-

⑧ 乳児家庭全戸訪問事業

事業概要	生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業
市の現状	母子の健康管理や予防接種に関する相談、育児不安などの軽減などを目的として、訪問助産師や保健師が生後 2～3 か月未満の乳児の家庭を訪問している。また、地域の民生委員児童委員が家庭訪問して、子育てサロンなどの地域の子育て支援の情報提供、育児に関する相談や支援を行っている。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
量の見込み (必要利用希望総数)	人	610	605	600	595	590
確保の量	人	650	650	650	650	650
受入実績	人	793	823	794	748	-

⑨ 養育支援訪問事業

事業概要	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言などを行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業
市の現状	発達や養育に課題がある乳幼児とその家庭に対して、他機関と連携しながら家庭訪問を行い、必要な支援を行っている。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
量の見込み (必要利用希望総数)	人	40	40	40	40	40
確保の量	人	50	50	50	50	50
受入実績	人	141	225	210	282	-

⑩ 地域子育て支援拠点事業

事業概要	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業
市の現状	0歳から就学前までの乳幼児とその保護者を対象として、宗像市子育て支援センター「ふらこっこ」で保護者同士の交流支援、育児相談、子育て講座等を実施している。

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
量の見込み (必要利用希望総数)	人回	8,177	8,027	7,807	7,491	7,333
確保の量	か所	1	1	1	1	1
受入実績	人回	15,641	18,753	18,454	19,767	-

⑪ 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり）その他の一時預かり事業

事業概要	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業
市の現状	認可保育所・認定こども園の一時預かり事業（13園） 私立幼稚園・認定こども園の預かり保育（8園）

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
量の見込み	1 号認定	人日	3,635	3,566	3,438	3,241	3,170
	2 号認定	人日	17,716	17,346	16,726	15,805	15,434
確保の量		人日	30,160	30,160	30,160	30,160	30,160
受入実績		人日	-	-	9,863	20,138	-

※平成27、28年は実績調査をしていない

その他の一時預かり	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
量の見込み (必要利用希望総数)	人日	4,288	4,211	4,159	4,109	4,028
確保の量	人日	4,898	4,898	4,898	4,898	4,898
実績	人日	1,746	751	595	514	-

⑫ 病児保育事業

事業概要	病児・病後児について、病院・保育所などに付設された専用スペースなどにおいて、看護師などが一時的に保育などを実施する事業
市の現状	「病児保育事業（めばえ）」（令和元年 10 月より開始）「病後児保育事業（すくすくくらぶ）」で、病児・病後児について、昼間家庭で保育できない場合に一時預かりを行っている。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
量の見込み （必要利用希望総数）	人日	1,922	1,888	1,835	1,761	1,724
確保の量	人日	1,968	1,968	1,968	1,968	3,430
実績	人日	423	401	394	426	-

⑬ 子育て援助活動支援事業（就学児）

事業概要	小学校児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業
市の現状	未実施

⑭ 妊婦に対する健康診査

事業概要	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業
市の現状	妊婦に対する健康診査として、14 回分の健診費用の一部補助を実施している。

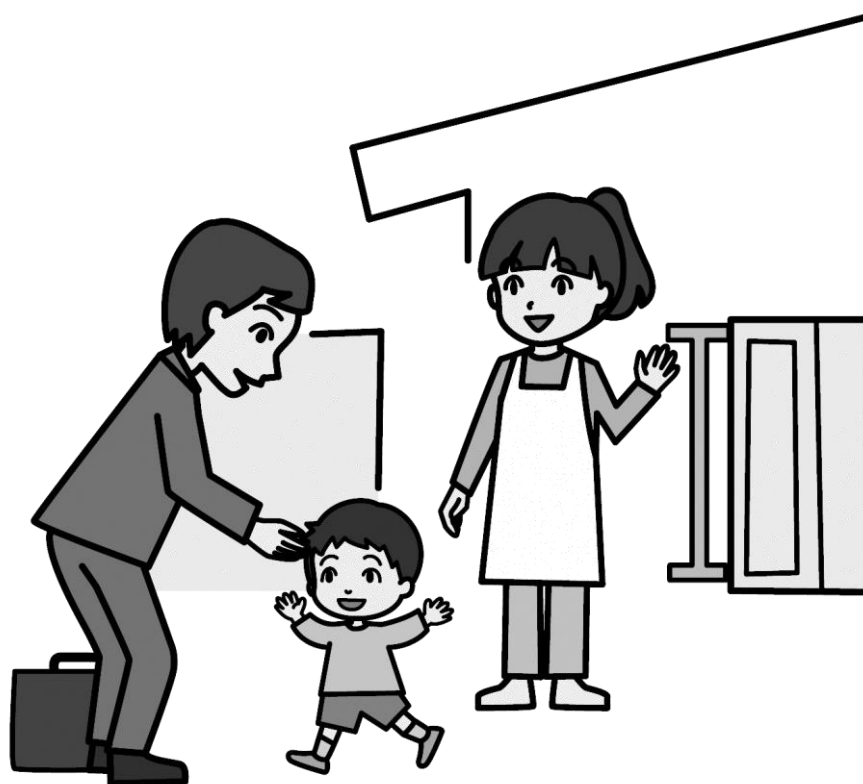
	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
量の見込み （必要利用希望総数）	人日	9,940	9,800	9,660	9,520	9,380
確保の量	人日	10,500	10,500	10,500	10,500	10,500
実績	人日	10,321	10,360	10,669	9,865	-

3 ニーズ調査からみる宗像市の子ども・子育ての現状

(1) 調査概要

- 調査対象：就学前児童を持つ保護者と小学生の子どもを持つ保護者
- 調査期間：平成31年2月1日～2月15日
- 調査方法：郵送調査法
- サンプル数：就学前児童の保護者 3,000
小学生の保護者 1,000
- 抽出方法：無作為抽出

	配布数	回収数	有効回答票数	回収率
就学前児童の保護者	3,000	1,598	1,598	53.3%
小学生の保護者	1,000	528	528	52.8%

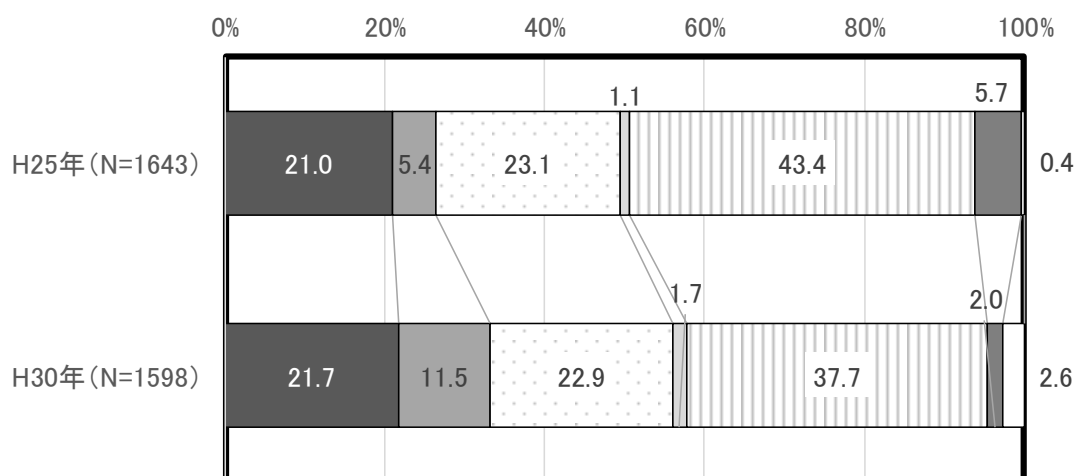


(2) 調査結果の概要

■就労状況

就学前児童の保護者の就労状況を平成 25 年の調査と比較すると、「フルタイムで就労しており産休・育休・介護休業中である」の割合が増加しており、育児休業制度の利用が進んでいます。また、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が減少しており、就労意向は増加傾向にあると考えられます。小学生の保護者では、「パート・アルバイト等で就労しており産休・育休・介護休業中ではない」の割合が増加し、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合は減少しています。なお、母親の就労意向については、パート・アルバイトでの就労を希望している方が多くなっています。

【就学前児童の保護者】

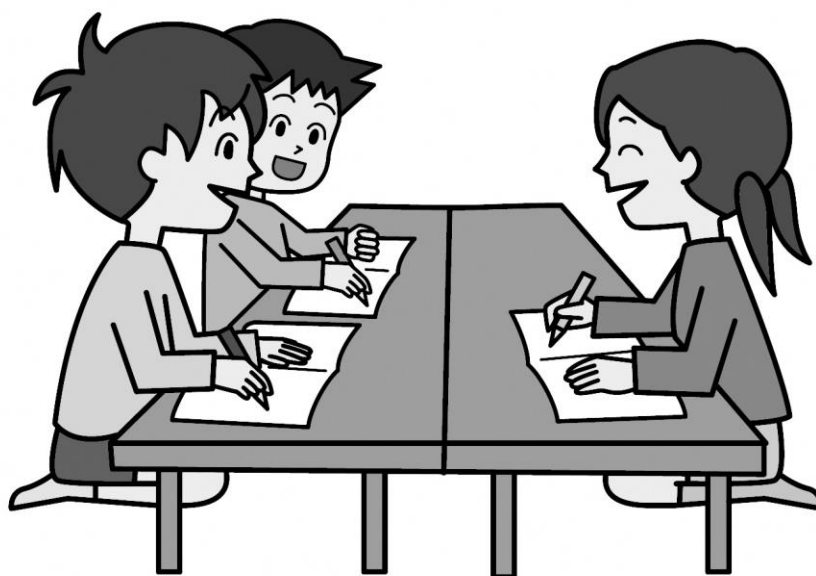


- フルタイムで就労しており産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイムで就労しており産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等で就労しており産休・育休・介護休業中ではない
- パート・アルバイト等で就労しており産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない

【小学生の保護者】



- フルタイムで就労しており産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイムで就労しており産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等で就労しており産休・育休・介護休業中ではない
- パート・アルバイト等で就労しており産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない

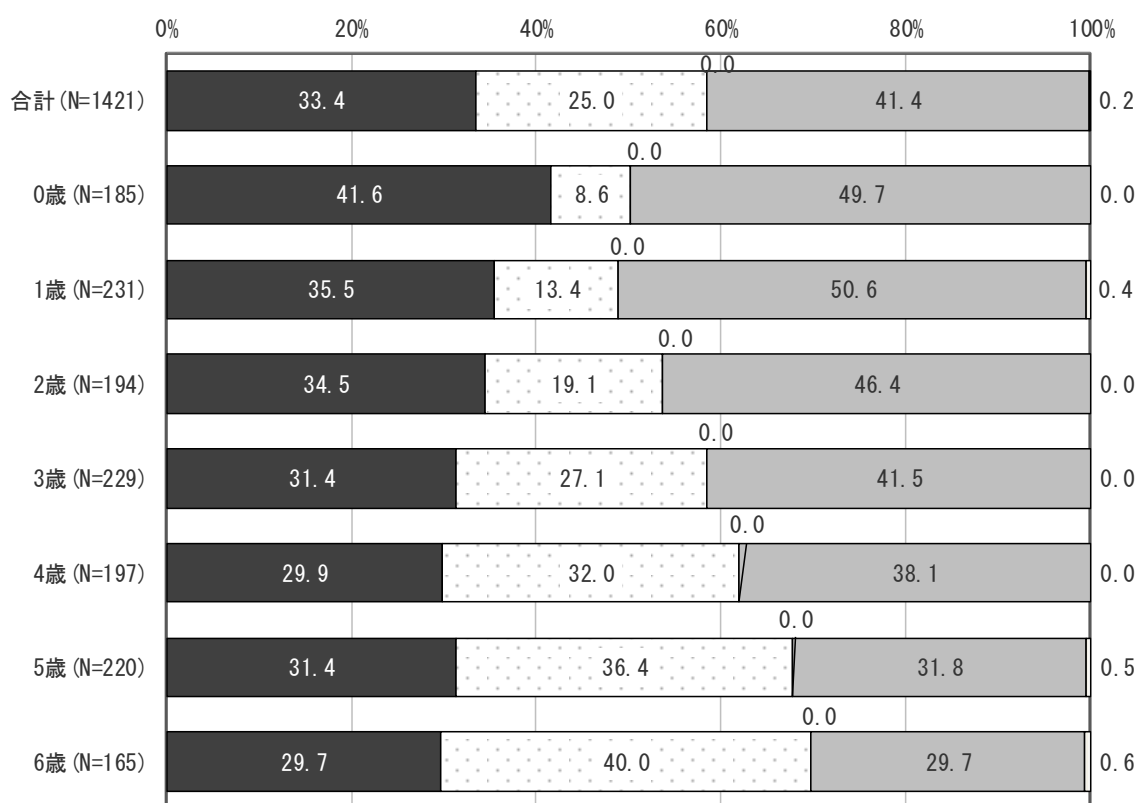


■子どもの年齢別にみた家庭類型

子どもの年齢別に、両親の就労形態によって分類した家庭類型をみると、子どもの年齢が上がるにつれて、「フルタイム×フルタイム」「専業主婦（夫）」の割合が減少し、「パート・アルバイト」の割合が増加しています。今後、パート・アルバイト等で就労する方が多くなると考えられ、そのような状況に対応できるよう事業スタッフを確保、配置することが必要となってきます。

就労している方の要望として、一時保育のニーズが高まると予想されます。このことは、自由記述回答においても、ちょっとした用事の際の一時預かりに関する要望が多くあり、関係団体へのヒアリングにおいても同様の意見がみられました。また、自由回答において、ファミリー・サポートへの要望もあり、育児する方々の細かなニーズに応えていくためにも、ファミリー・サポート事業のような地域で支え合う何かしらの仕組みが必要となっています。

【子どもの年齢別の家庭類型】

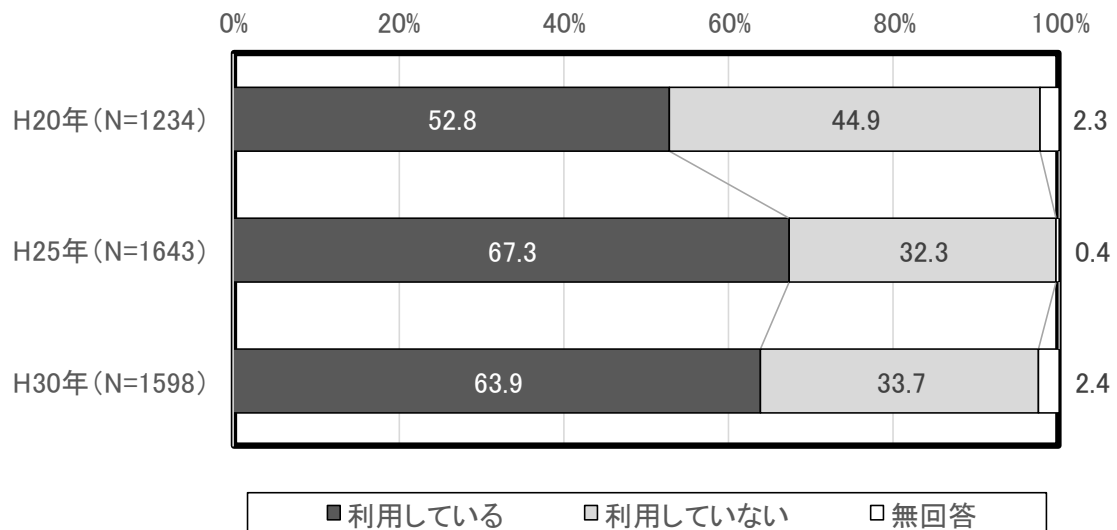


- フルタイム×フルタイム
- フルタイム×パート・アルバイト
- パート・アルバイト×パート・アルバイト
- 専業主婦(夫)
- 就労していない×就労していない

■保育事業の利用状況

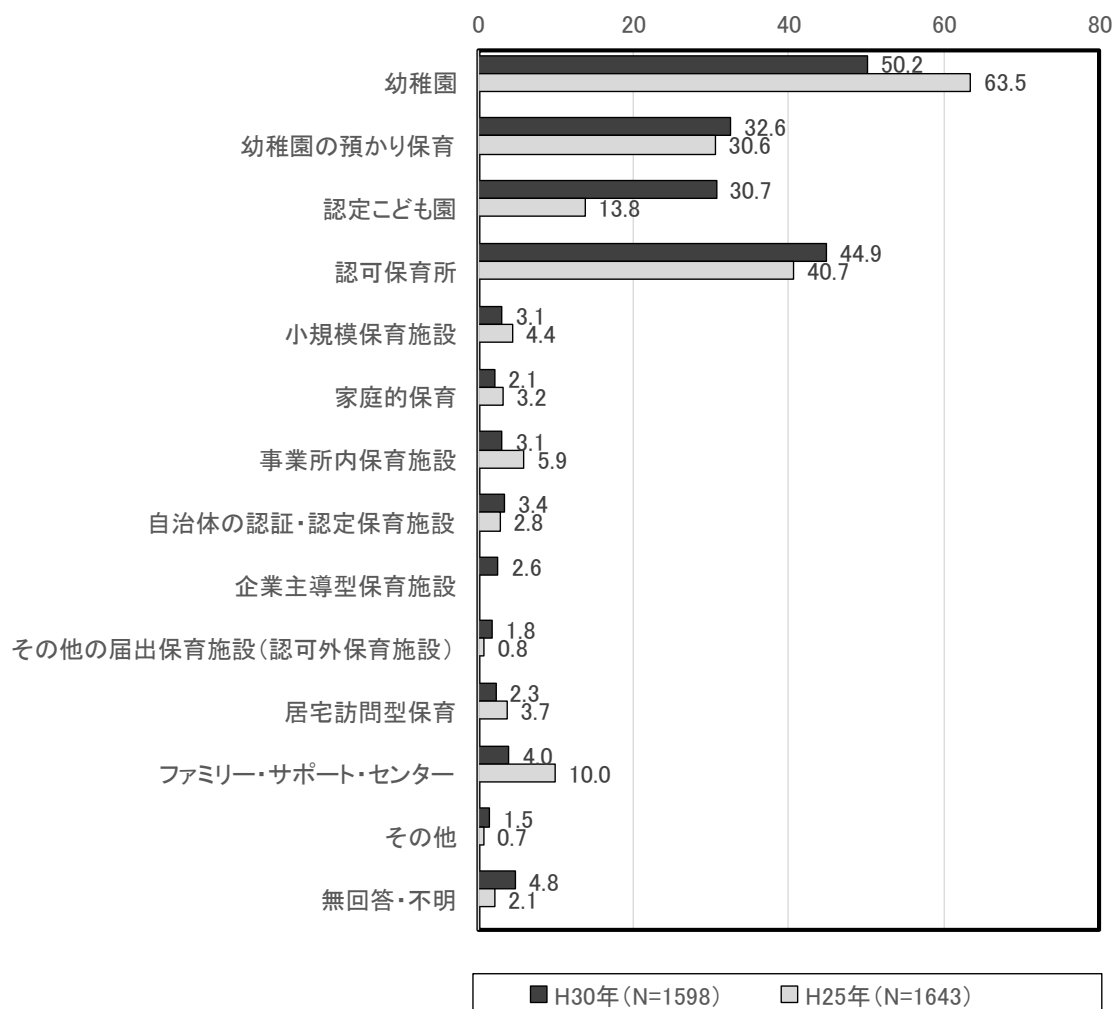
平日の定期的な保育事業の利用状況を経年でみると、今回と前回調査では大きな違いはみられません。就学前児童の保護者全体の6割の方が利用しているようです。

【定期的な教育・保育事業の利用状況】



今後の利用希望を経年で比較してみると、「幼稚園」の利用希望が10ポイント以上減少していますが、それでも半数の方は「幼稚園」を希望しています。また、「認定こども園」の利用希望が大きく増加しています。この点については、幼稚園の名称が認定こども園に変わったことが理由として考えられます。また、先にみたように就労を希望する方が増えていることも一つの要因と考えられます。

【平日の定期的な教育・保育事業の今後の利用希望】

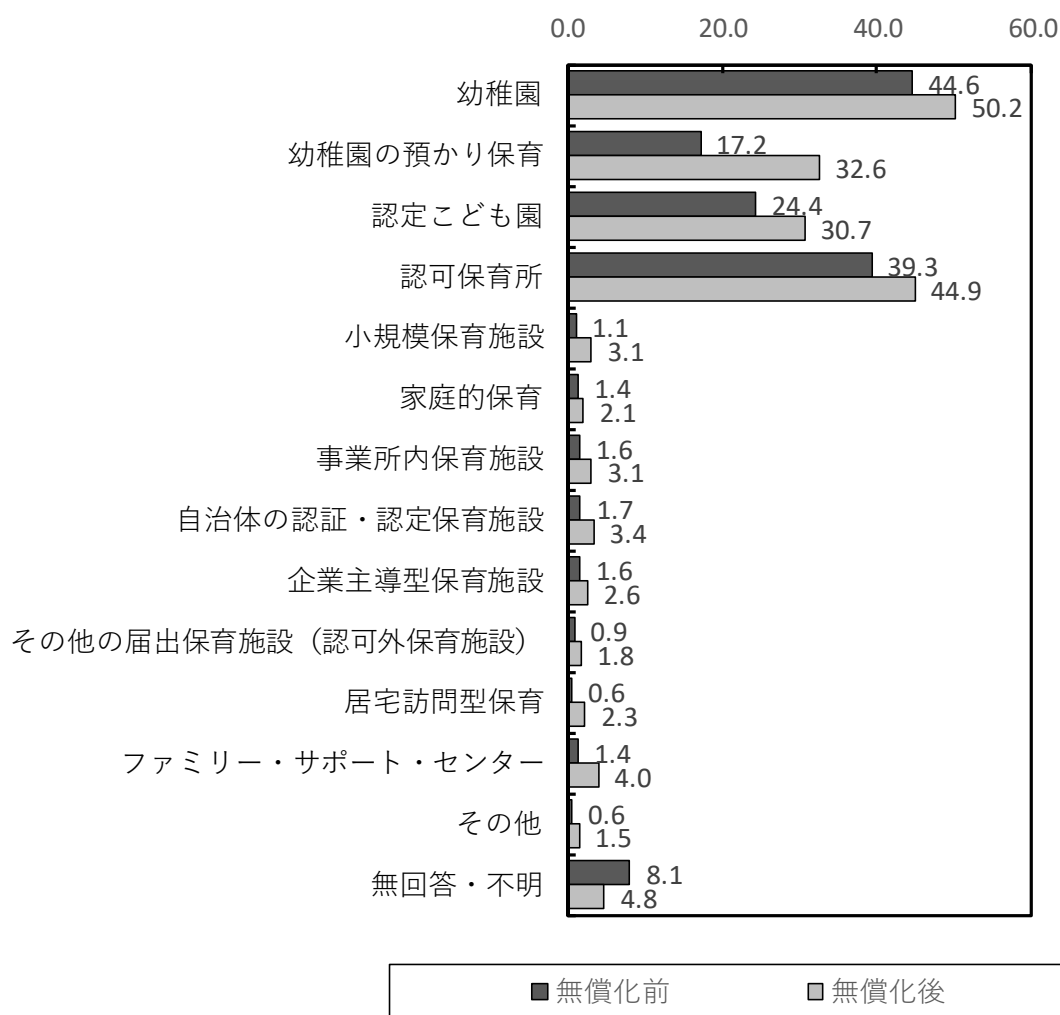


■教育・保育事業無償化後の利用意向

ニーズ調査において、教育・保育事業無償化の前後での利用意向を聞いたところ、「幼稚園の預かり保育」において無償化後の利用意向が大きく伸びています。就労している保護者が、預ける時間を延長して、就労時間を長くしたいということが理由として考えられます。

また、前後で比較すると、小規模保育施設等の保育事業の利用意向も大きくなっています。

【無償化前と無償化後の利用意向】

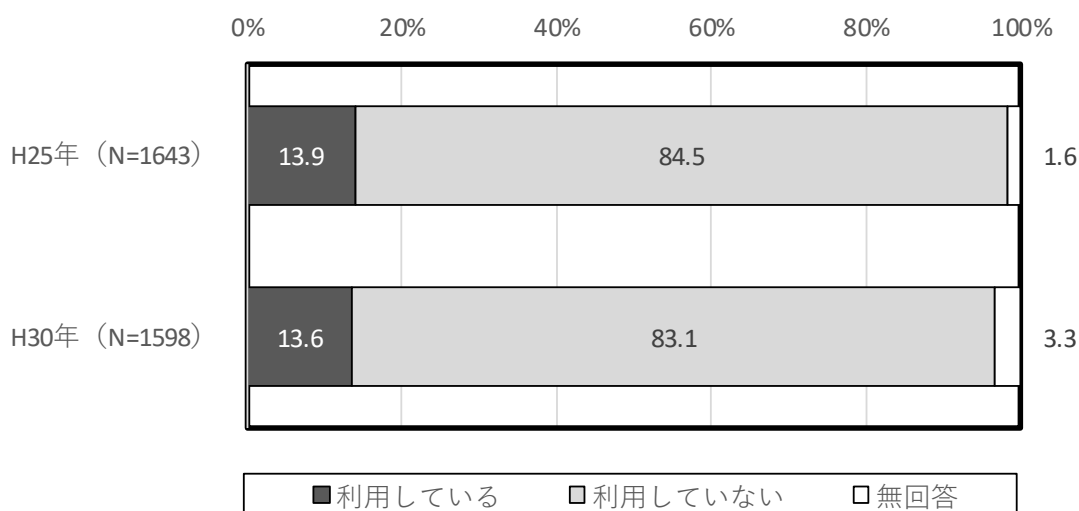


■地域の子育て支援事業の利用について

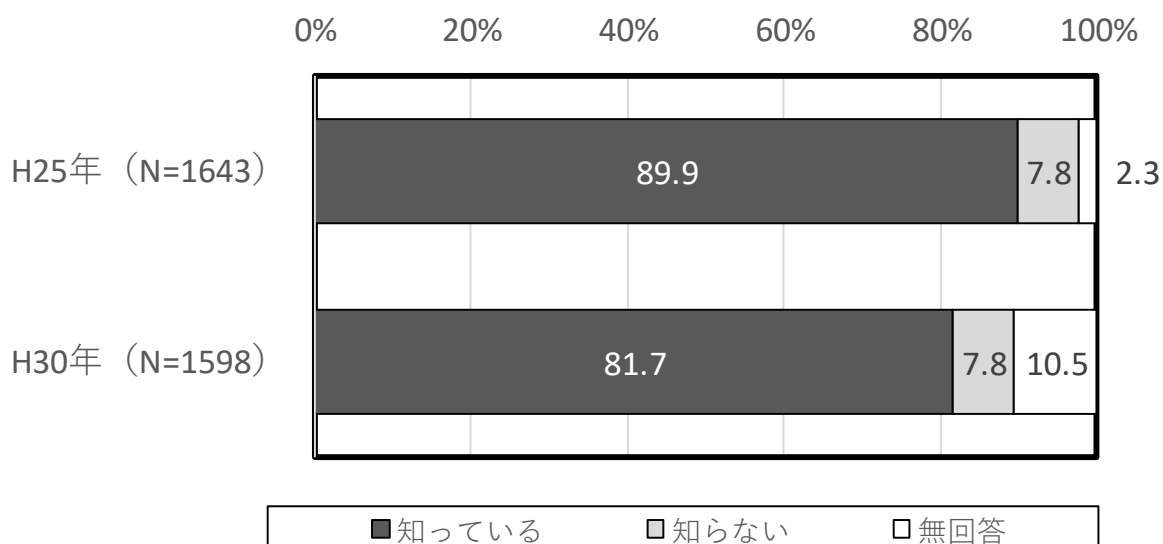
子育て支援センター「ふらこっこ」の現在の利用状況について経年で比較してみると、大きな違いはありません。しかし、認知度を比較すると、平成25年から平成30年にかけて10ポイント近く減少しています。

子育て支援センターは、地域の子育て支援の拠点であり、認知度を向上させる方策を考える必要があります。なお、自由記述回答において、子育てに関する情報を知りたいという意見が多くみられます。必要な情報が必要とする人のところへ必ず届けられるよう、対象者のメディアの利用状況に応じた情報発信や情報経路の確立が必要とされます。

【子育て支援センター「ふらこっこ」の現在の利用状況】



【子育て支援センター「ふらこっこ」の認知度】



子育てに関する情報に関連して付け加えておくと、団体ヒアリング調査（後述）によれば、育児に関する知識をインターネットから手軽に入手できるが、その正誤の判断がつかなくなっていたり、情報や選択肢の過多により混乱したりしている保護者がいるという意見がありました。また、気軽に話が聞ける人がいないから、インターネットに頼っているのではないかという意見もありました。

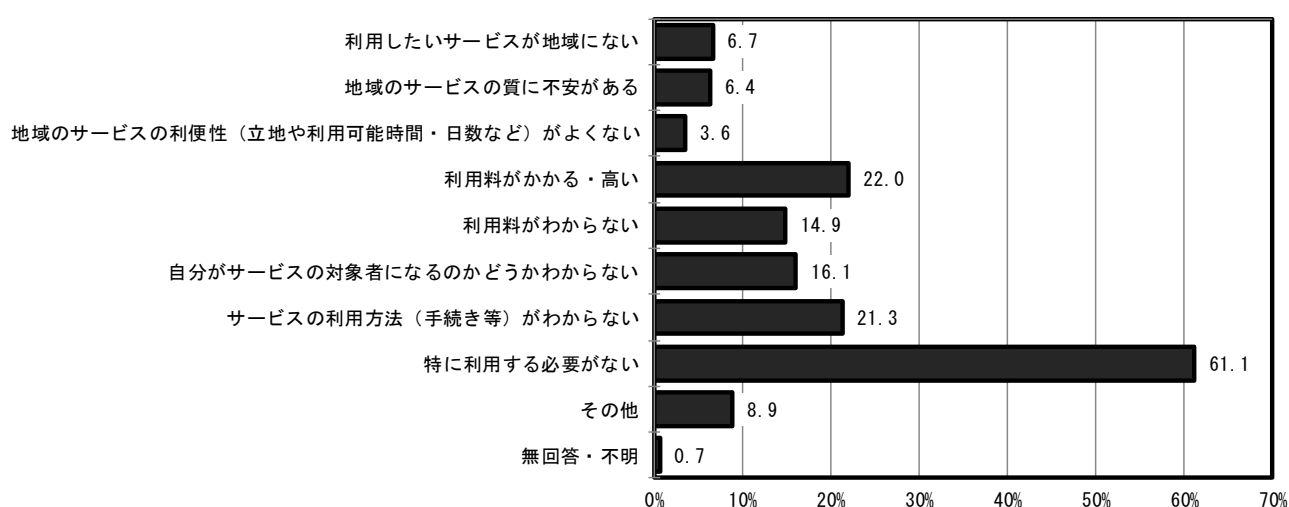
こうしたことから、子育てサロン・子育てサークル等の情報を提供し、保護者同士が繋がるきっかけを数多く作ることも必要となります。

■（私用、親の通院、不定期の就労等の理由で）不定期的に利用しているサービス

不定期的に利用しているサービスがあるかどうかについては、8割の方が「利用していない」と回答しています。その理由を聞いてみると、その多くは「特に利用する必要がない」という理由を挙げています。しかし、「利用方法がわからない」、「対象者となっているかどうかかわからない」、「利用料がわからない等」、サービス内容が周知されていないことが理由となって、利用していない人がある程度いることがわかります。

（サービスを利用していない理由）

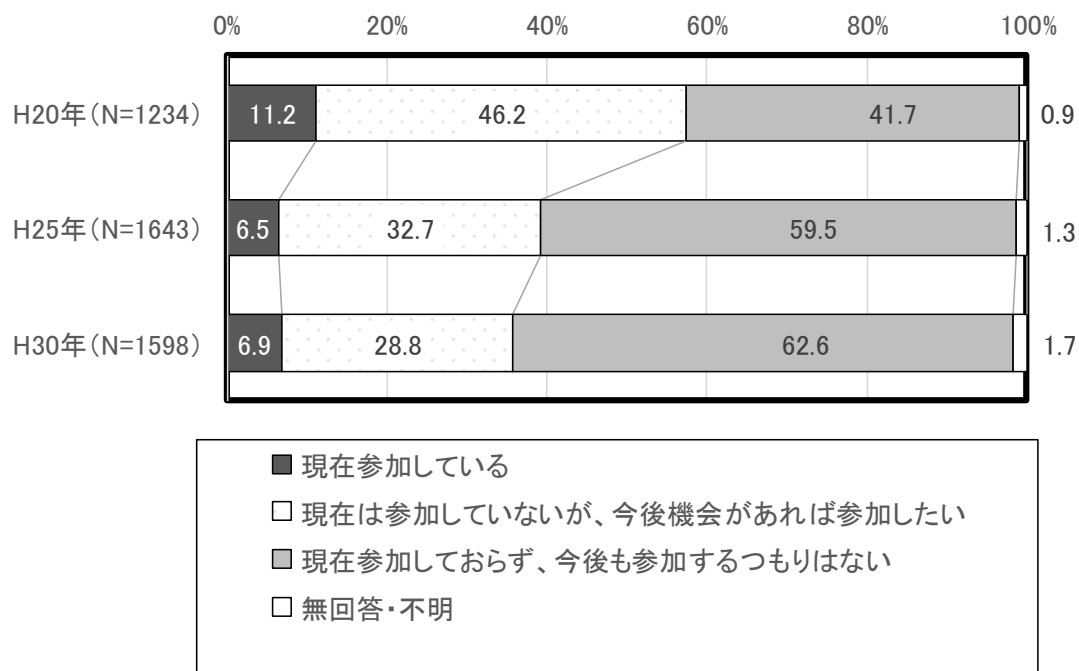
N=1,288



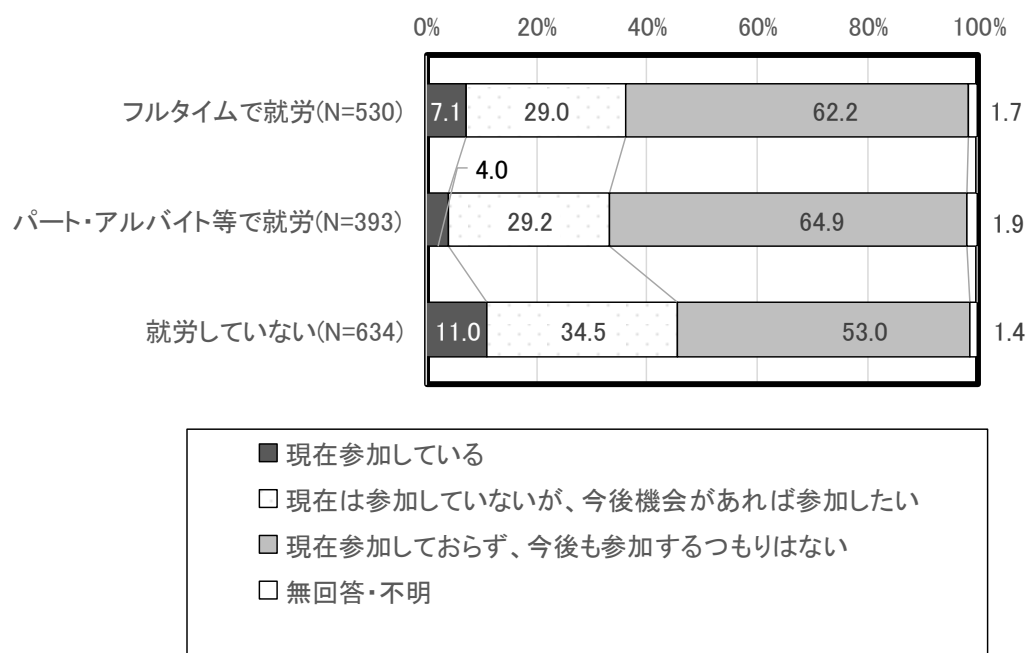
■自主的な活動への参加状況

子育てサークルなど自主的な活動への参加状況を経年で比較すると、「現在参加している」の割合は減少し、「現在参加しておらず、今後も参加するつもりはない」の割合が増加しています。この点について、就労形態別に集計したところ、フルタイム、パート・アルバイトで就労している人の多くが、「現在参加しておらず、今後も参加するつもりはない」と回答しています。就労意向が増加傾向にあることを考えると、サークルへの参加者の減少が予想されます。

【子育てサークルなど自主的な活動への参加状況】

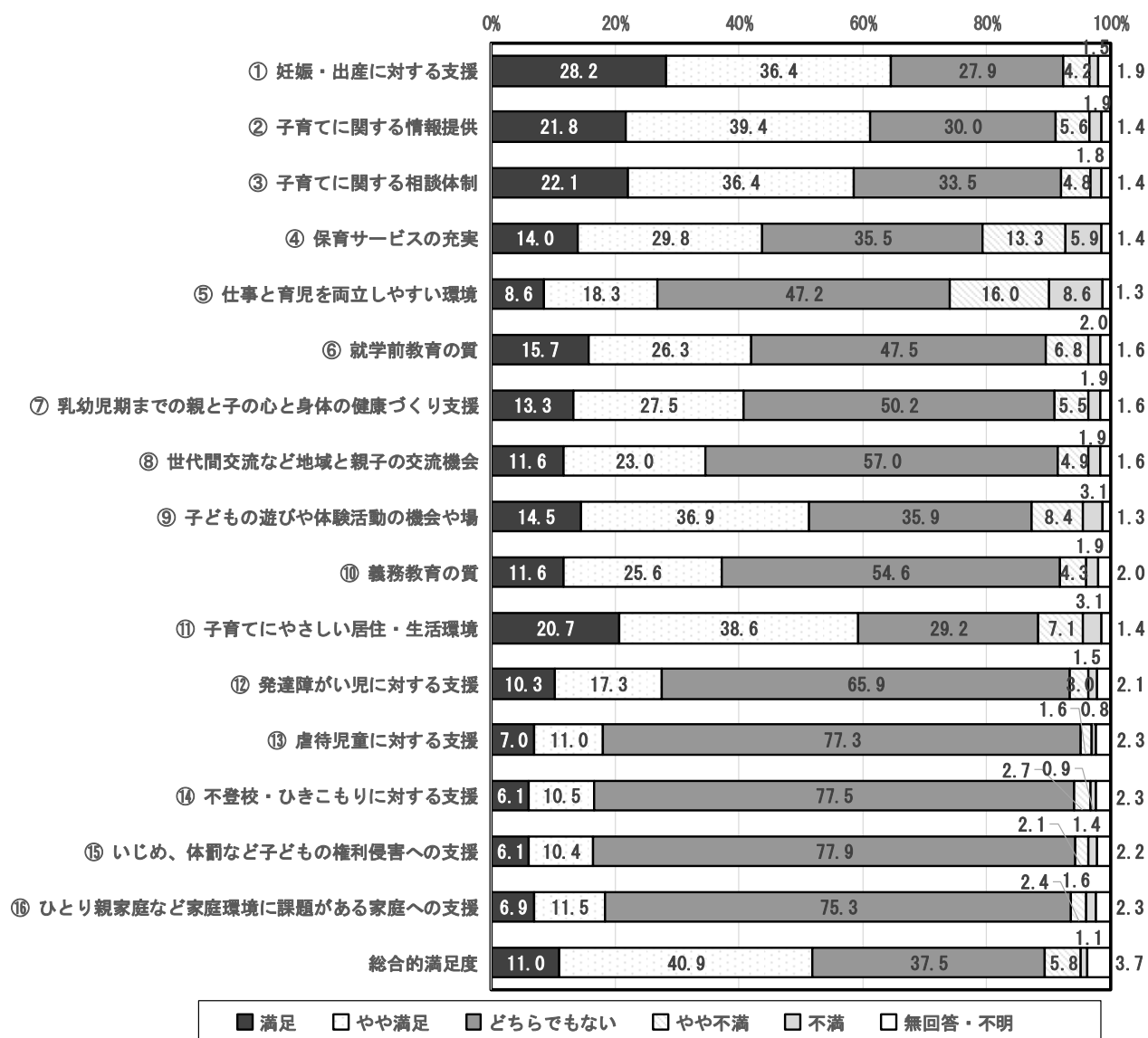


【就労形態別自主的な活動への参加状況】



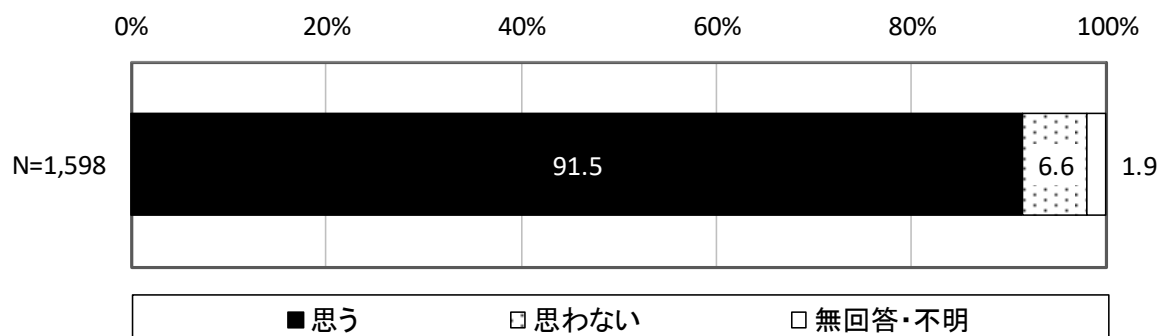
■宗像市における子育て環境の満足度

「満足」と「やや満足」を合計した割合が高くなっているのは、「妊娠・出産に対する支援」(64.6%)、「子育てに関する情報提供」(61.2%)、「子育てにやさしい居住・生活環境」(59.3%)、「子育てに関する相談体制」(58.5%)となっています。「やや不満」と「不満」を合計した割合が高くなっているのは、「仕事と育児を両立しやすい環境」(24.6%)、「保育サービスの充実」(19.2%)となっています。総合的満足度は、「満足」が11.0%、「やや満足」が40.9%となっています。



■宗像市での子育ての意向

今後も宗像市で子育てをしたいと思うかどうか聞いたところ、「思う」が91.5%となっています。また、その理由は、子育て環境が良い、子育て支援が充実している、自然環境や治安がいいから、という理由が多く挙げられています。



【育てたいと思う理由】

育てたいと思う理由	件数
子育て環境が良いから・子育て支援が充実しているから等	399
自然環境がいいから・治安がいいから等	288
宗像市内に家を建てたから・現状維持のため等	139
生活しやすいから	130
実家があるから・生まれ育った街だから等	119
子どものため・子どもの環境を変えないため等	21
教育環境がいいから等	7
その他	41



■子育て（教育を含む）をする上で、周囲（身近な人、市の職員など）からどのようなサポートがあればよいか（自由記述回答）

一時預かり、ベビーシッター、一時預かりなどを要望する意見が最も多く、次いで、病気の時の対応に関することであったり、相談できる場所を求める声が多くなっています。

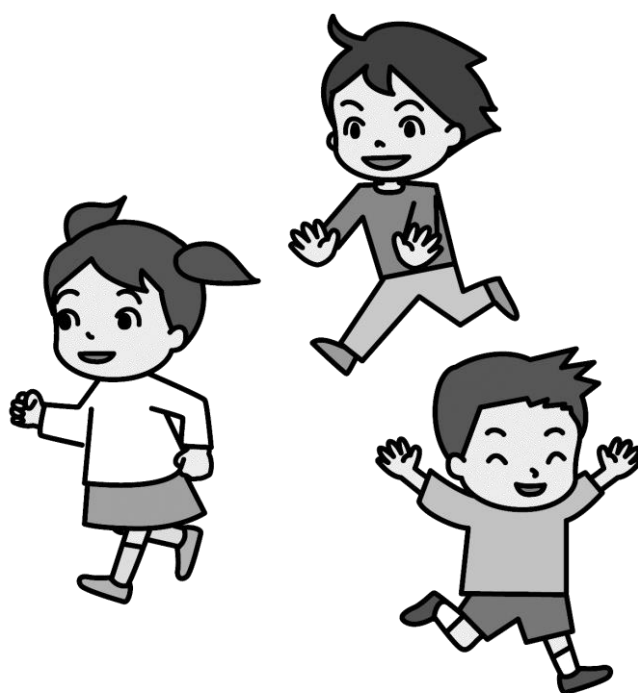
内容	件数
一時保育、ベビーシッター、託児等一時預かりに関して	138
病気の時の対応に関して	78
気軽に相談できる場所、悩みを共有できる場所等について	73
地域における各種サポートについて	53
子どもが遊べる公園等について	34
保育所や入所の手続き等の情報、サロン・イベントの情報等の子育てに関する情報提供について	29
気軽に集まれるサロン、子育てセミナー、イベント等について	27
地域の環境づくり	23
ファミリー・サポートに関する希望について	19
公共交通に関する要望、送迎等に関する要望	11
経済的支援について	8
休日利用できる施設	3
発達障がい、障がい児への支援について	3
健診等に関すること	2
その他	48



■教育・保育環境の充実など子育て環境や支援に関する自由記述回答

公園、遊ぶ場所、施設に関することが最も多くなっています。他に、保育、保育園、幼稚園に関すること、子育てに関する情報・広報に関すること、保育料に関することなどの意見が多くなっています。

内容	件数
公園、遊ぶ場所、施設に関すること	132
保育、保育園、幼稚園に関すること	85
子育てに関する情報、広報に関すること	50
保育料に関すること	49
各種サポート、支援について	48
医療費の助成に関すること	37
病気の際の対応、病児・病後児保育に関すること	37
一時保育、一時預かり、ベビーシッター等託児に関すること	30
経済的支援に関すること	29
相談のあり方への要望	27
交通手段、交通安全、道路の安全に関すること	21
土日等休みの日の保育	17
ファミリーサポートに関すること	15
小学校、学校教育に関すること	15
子育て支援センター「ふらっこ」の利用に関すること	10
学童保育について	9
その他	87



（１）調査概要

ニーズ調査においては、子育て支援事業を利用する保護者の意見を聞きました。一方のサービスを提供する側の意見を聞くために、また、宗像市における子育ての状況を多角的に明らかにするために、子ども・子育て支援関係施設の担当者にヒアリングを行いました。調査の概要は以下の通りです。

●調査対象：宗像市内の保育所・幼稚園、子育て支援センター

●調査期間：平成31年2月

●調査方法：対面による直接ヒアリング

●対象とした施設

- ・東海大学付属自由ヶ丘幼稚園
- ・恵愛保育園
- ・ひかり幼稚園
- ・チャイルドハウス
- ・子育て支援センター「ふらこっこ」

●調査内容

- ①子どもを取り巻く環境に関すること
- ②現状における課題
- ③宗像市において、子育て支援が充実している点
- ④行政に望むこと
- ⑤その他

（２）調査結果

<① 子どもを取り巻く環境について>

■以前と比べて改善されているところ

- 幼稚園・保育園・認定こども園と小学校・義務教育学校が連携を図りながら長期計画のもとに子どもの教育に取り組んでいる。
- 切れ目のない支援が行えるようになってきた。たまご学級から連携して、産まれる前からの連携が取れている。

■保護者や子どもを取り巻く環境

- 働いている母親が増えてきている。パート・アルバイトでの働き方が多い。
- 家庭環境が変化してきている。両親の不仲といった問題、ひとり親の問題など、子どもにとって不安定な要素が増えてきており、その対応が必要となってきた。
- 保護者の子育てに関する知識が低下しているように感じられる。育児については、誰からも教えられておらず、どうしてよいかわからない保護者が多い。
- 母親の孤立化が進んでいるのではないかと。相談できない状況に陥っている母親も多いのではないかと。

- 保護者の生活に子どもを合わせるようになっており、子どもの生活習慣を正しくさせようとする意識が低いケースもある。それに併せて、善悪といった道徳的観点からではなく、保護者にとって都合の悪いことをした場合に怒ることが多くなっている。

＜② 現状における課題＞

- 特別支援の子どもが増えている。また、発達障害なのか愛着障害なのか、判断のつかないケースがでてきている。そうした子どもへの対応が必要となっている。
- 一時預かりの施設が少ない。あっても枠がない。実家や親戚が近くにいない家庭は、とても困っている。
- ファミリー・サポート制度が必要ではないか。また、子どもの送迎等、保護者のより細かなニーズに合わせたサポートが必要になってきているのではないかと思う。
- 外国籍の人の家庭への子育てのサポートが充分ではない。言語のサポートだけでは、宗像の暮らしになじむのは難しい。
- 行政、市民団体、コミュニティ、大学、支援者と連携し、つなぎ役としていっそうの信頼を高め、継続性のある長期的な展望を持ち、心豊かに子育てできるまち、人に優しい社会を地域全体で支え合う仕組みをつくる必要がある。
- 交通の便が悪いので、なかなか施設利用がしにくい。

＜③ 宗像市において、子育て支援が充実している点＞

- 宗像ユリックスなどの施設、ふれあいの森などの自然環境など、子どもが育つ環境がすばらしく良い。プレイパークなど遊ぶ場所が多くある。
- 宗像市子ども基本条例がある点。理念を持っているところが非常に良い。スローガンや発信力を持つことは非常に大切。子どもの権利を大切にしている。
- 発達支援センターもあり、子育てに関してアピール力となっているのではないか。
- 地域の中で子育てサロンがあるところ。地域で連携が取れている点。

＜④ 行政に望むこと＞

- 障がい児へのサポート
- 発達支援コーディネーターなど人と人をつなぐ役割の職員を設置して欲しい。専門的知識を持った職員を設置して欲しい。
- 解決が困難な個別的問題を行政がリーダーシップをとって、解決するように努めてほしい。
- 虐待防止のためにも、市の各課との連携強化が必要である。

＜⑤ その他＞

- 子どもの行動などを理解できる大人を増やしたい。
- 子育て支援が、本当の子どものための支援となっているのだろうか。親が楽になるためだけの支援になっていないか。
- 地域で子育て、地域で頼り合う、お互い様の関係づくり。
- 月謝を滞納するなど、貧富の差が激しい。見えない虐待もみられる。虐待を通報すると、そのまま逃げることもある。

5 各種調査からみる課題

ニーズ調査及び団体ヒアリング調査から、本市の子ども・子育てを取り巻く環境のさまざまな課題が浮上しています。これを、宗像市子ども基本条例の3本柱の一つである「大人の責務」からみた課題として宗像市子ども基本条例に規定する「保護者」「市民（地域）」「子ども関係施設」の課題に整理しました。

（１）多様な子育て環境に対する保護者への支援が必要

- ・本市における子育て環境の満足度に関する調査において、「仕事と育児を両立しやすい環境」の項目の達成度が他の項目に比べ低い結果となっています。子育て世代の就業率が上昇していることを考えると、仕事と育児を両立しやすい環境を整えることが必要です。
- ・そのためには、一時預かりなどのサービス、病児・病後児保育サービスの（利用しやすいといったことを含めた）充実が必要となります。地域からのサポートの充実が必要となります。
- ・発達に課題のある子どもを持つ家庭や外国籍の家庭（保護者・子ども）への個別の支援が求められています。
- ・虐待や貧困などの課題を抱える子どもや、障がいのある子どもなど、家庭環境や個々の事情・状況に応じた適切な支援が必要です。

（２）子育て家庭が孤立しないよう地域の協力体制が必要

- ・ニーズ調査結果から、保護者が求める子育て支援について、相談支援体制の充実を求める声が多くみられ、子育て家庭が抱える不安や悩みも多岐にわたっています。気軽に相談ができる環境づくりが求められています。
- ・ニーズ調査結果から、子育て環境や子育て支援に関する要望で「公園等の子どもの遊び場の整備」というものが最も多くなっており、子どもが安心して元気に遊び、様々な体験を通して人間関係や社会性を育むことができる場が求められています。
- ・ニーズ調査結果から、同じ悩みを持つ保護者同士の交流の場やつながり、安心して子育てができる環境を求める保護者も多くみられます。

（３）切れ目のない支援を行うために子ども関係施設の連携体制が必要

- ・団体調査からは、行政と関係団体との連携強化が求められています。また、行政においても関係各課の連携、情報共有、専門知識を持つ職員の配置が求められています。
- ・子育て家庭が抱える問題の背景には、保護者の状況、子どもの状況、養育環境など、複合的な要因があることが考えられます。子育て家庭の自己解決力だけでは問題を解決できず、放置すると虐待等の不適切な養育に陥る可能性も考えられることから、早期に適切な支援へと結び付けていく必要があります。特別支援教育への関心やニーズの高まりに対応できるよう、支援員等の人員確保や教員の専門性の向上が求められています。

3

計画の基本的な考え方



1 基本理念

子どもの健やかな育ちが守られるまち むなかた

第2章で述べた本市の子ども・子育てを取り巻く現状及び課題を踏まえ、本計画では以下の法律及び宗像市条例の目的を総合的に勘案し、基本理念を「子どもの健やかな育ちが守られるまち むなかた」と定めます。

- 1 「子どもが健やかに成長することができる社会の実現」（子ども・子育て支援法）
- 2 「次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成」（次世代育成支援対策推進法）
- 3 「子どもの権利及び健やかな成長が保障されること」（宗像市子ども基本条例）
- 4 「子どもが生まれ育った環境に左右されることなく、心身ともに健やかに育成されること」（子どもの貧困対策の推進に関する法律）

2 基本方針

基本理念の達成に向けて具体的に推進していくために、以下の3つの基本方針を掲げます。基本方針は、宗像市子ども基本条例を構成する3本柱の一つである「大人の責務」を「保護者」「市民（地域）」「子育て関係施設」のそれぞれが果たすことができるよう「市」が支援していくことを掲げています。

基本方針1 保護者が子育てに喜びを感じることができるよう支援します

宗像市子ども基本条例では、「保護者は、子どもの最善の利益を第一に考え、かつ、愛情をもって子どもの成長及び発達に応じた養育をしなければならない（第9条）」と、保護者の役割を定めています。

また、子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法及び宗像市子ども基本条例では、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有すると規定されています。

保護者は、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもの成長を見守ることが必要です。また、子どもの年齢に応じた心身の発達に関する知識等を学ぶことも大切です。

しかし、様々な事情で子どもに対して十分な配慮を向けることができない保護者もいます。例えば、共働きなのに配偶者の家事や育児の協力が得られない人、親戚等の頼れる相手が近くにおらず孤立してしまっている人、ひとり親で子どものために割ける時間がない家庭、経済的に困窮しているため子どもに十分な教育を与えることができない家庭、障がいのある子

どもの家庭、外国籍の家庭等、配慮や支援が必要な家庭を含むすべての子育て家庭が、安心やゆとり、楽しみをもって愛情深く子育てができるように、適切な子育て支援を行い、子どもが健やかに成長できる環境づくりに市は努めます。

子どもを持つすべての保護者が、妊娠、出産、子育てまで切れ目のない支援を受けることができ、子どもとの生活に喜びと安らぎを感じ、楽しく子育てができるよう、市は、子育てのストレスや子育て不安の解消に向けた相談体制の充実、喜びや不安を分かち合う子育ての仲間づくりへの支援を行います。また、経済的な支援が必要とされる場合には、それぞれの家庭に合った最適な支援が行えるよう、関係部署が連携して対応します。そして、本市の子どもの権利や人権が保障されるよう、すべての保護者がその責務を果たすことができ、子どもを育てることの喜びを享受できるよう、市は、必要な支援を行っていきます。

基本方針 2

市民が地域全体で子どもの育ちを応援できるよう支援します

宗像市子ども基本条例では、「市民等は、子どもは「社会の宝」とであると認識し、子どもを温かく見守り、子どもが安心して過ごすことができるよう努めなければならない（第 10 条）」と、市民（地域）の役割を定めています。

市民（地域）は、子育て中の保護者が、自信と充実感を持って子育てができるよう、子どもと子育て家庭をあたたく見守り、子どもたちが安全に、安心して過ごせる地域づくりを行っていくことが大切です。

しかし、地域でのつながりの希薄化や家族形態の多様化、核家族化の進行により保護者の子育てに対する負担感の増大、子育ての孤立化等、さまざまな課題があります。

市は、子どもに関わる地域の大人が、それぞれの役割を自覚し、子どもと子育て家庭をあたたく見守り、そして関心や理解を深めることができるよう支援していきます。また、地域社会全体で「地域の子どもは、地域で育てる」という共通認識をもつことで、子育て家庭が支援を受ける側だけではなく、支援する側として地域活動に参画できるよう、子育て家庭が相互に悩みを相談し合い、不安や悩みを軽減するなど、助け合い、支え合う関係づくりができるよう市は、支援を行っていきます。また、地域の市民の力を借りながら、子どもも大人も夢を持てるまちを地域全体で創っていきます。

基本方針 3

子ども関係施設が子どもに生きる力を育めるよう支援します

宗像市子ども基本条例では、「子ども関係施設は、子どもの最善の利益を第一に考え、かつ、愛情をもって指導又は援助を行い、子どもを育成しなければならない（第 11 条）」と、子ども関係施設の役割を定めています。

子ども関係施設は、家庭と同じように子どもが長い時間を過ごす場所もあり、子どもが健やかに成長するために様々な体験活動の機会があったり、子どもが安心して学び生活できた

り、保護者も安心して預けることができる場所が求められます。

しかし、子どもや保護者の状況や養育環境は様々で、子どもの学力の二極化やいじめや不登校など子どもや保護者の悩みは多岐にわたっています。

市は、その悩みが少しでも解消できるよう、スクールカウンセラーなど専門家を活用し解決に向けた取組みを行ないます。そして、子どもが生きる力を育んでいくことができるよう、充実した教育環境を整備していきます。また、保育園・幼稚園・認定こども園と小学校・義務教育学校の連携、小中一貫教育などを推進し幼児期から小・中・義務教育学校と円滑な接続を図ります。

3 基本的視点

本計画は、子どもの貧困に焦点を当てた「第2期宗像市子どもの未来応援計画」も兼ねています。「第1期宗像市子どもの未来応援計画」では、次の「事業推進の4つの視点」を掲げていましたが、本計画でもこの4つの視点を引継ぎ基本的視点として定めます。

	基本的視点	説明
①	子どもの権利を保障する視点	「宗像市子ども基本条例」に規定する4つの「子どもの権利」を保障し、子どもの最善の利益を第一に考える視点です。
②	気づき・見守る視点	家庭・地域・学校・行政が連携し、「気づき・見守る」体制をつくることで、子どもと保護者の孤立を防ぐ視点です。そして、地域社会が、子どもと保護者の子育てに対する関心や理解を深める視点です。
③	切れ目のない支援でつなぐ視点	子ども一人ひとりの成長段階に応じた支援を行うために、産前・産後期から保護者の悩みや不安の軽減を図るとともに、子どもの安心して生きる権利を保障し、妊娠期から18歳までの子どもの健やかな成長を切れ目なく支援する視点です。
④	自己肯定感を育成する視点	子どもの成長に必要な学びや体験活動を確保することで自己肯定感を育成し、子どもが生まれ育った環境に左右されず、希望を持って生きる力を育むための視点です。

4

計画の内容



基本理念

子どもの健やかな育ちが守られるまち むなかた

基本方針	施策カテゴリー	具体的事業
1 保護者が子育てに喜びを感じることができるよう支援します	(1)教育・保育サービスの充実	施設型給付・地域型保育給付事業/地域子ども・子育て支援事業/学童保育所管理運営事業/学童保育所整備事業
	(2)家庭の教育力向上のための支援	子育て支援センター運営事業/子育て支援事業/家庭教育学級/市民図書館事業
	(3)ひとり親家庭等の自立支援	児童扶養手当等ひとり親家庭経済支援事業/ひとり親家庭等医療事業/ひとり親家庭自立支援事業/母子生活支援施設等入所事業/生活困窮者自立支援事業
	(4)子育て経費の支援	子ども医療事業/児童手当給付事業/就学援助事業/高校奨学金事業/重度障害者医療事業/特別児童扶養手当事業/障害児手当等給付事業/渡船通学定期券購入費補助事業
	(5)母子の健康の確保	母子保健事業/子ども等予防接種事業/妊娠包括支援事業/養育環境改善家事育児支援事業
	(6)発達支援・相談体制の充実	障害児通所支援など事業/児童発達支援事業(のぞみ園)/発達障害支援事業/発達障害早期発見事業/就学時健康診断事業/家庭訪問相談指導員派遣事業
	(7)子どもの権利救済・児童虐待防止対策の充実	子ども基本条例啓発業務/子どもの権利救済事業/子ども家庭相談事業
	(8)ワークライフバランスの推進	男女共同参画推進事業/男女共同参画推進センター事業
2 市民が地域全体で子どもの育ちを応援できるよう支援します	(1)子どもの居場所づくり	子どもの居場所づくり事業/放課後子ども総合プラン事業
	(2)子どもの権利の啓発	子ども基本条例啓発業務/子ども育成推進事業/子どもまつり事業
	(3)グローバル化に対応する支援	グローバル人材育成事業
	(4)地域で取組む子育て支援	生涯学習推進事業(ルックルック講座業務)/人権教育啓発事業/民生委員児童委員事業/食育推進事業/ボランティア育成事業/大学連携事業/市民活動推進事業/人づくりでまちづくり推進事業/シティプロモーション事業/定住化推進事業/市民スポーツ活動推進事業/体育施設管理運営事業(体育施設管理、学校施設開放事業)/地域青少年育成事業/赤ちゃんの駅/田熊石畑遺跡管理運営事業/学童保育所管理運営事業
	(5)安全・安心なまちづくり	救急医療事業/公共交通整備事業/公園維持管理事業/交通安全施設整備事業/市民安全対策事業/交通安全対策事業/住宅相談事業/通学に関する業務

3 子ども関係施設が子どもに 生きる力を育めるよう支援します	(1)学校教育の充実	小中一貫教育推進事業/学力向上支援事業/学校支援ボランティア事業/学校情報化事業/ALT 派遣事業/人権教育事務/学校施設管理/学校保健事業/学校給食管理運営業務/特別支援教育推進事業/グローバル人材育成事業
	(2)幼児教育・保育環境の充実	幼児教育振興事業/私立幼稚園就園等補助事業/無料職業紹介所/へき地保育所実施事業
	(3)子どもの体験活動の推進（学校）	小学生宿泊体験事業/中学生職場体験事業（ワクワクWORK）/世界遺産学習推進事業/学校図書館推進事業/学校・家庭・地域連携食育推進業務/市民文化芸術活動推進事業
	(4)発達支援・相談体制の充実	教育サポート室エール運営事業/教育相談事業/
	(5)子どもの権利啓発	子ども基本条例啓発業務

1 基本方針を具体化する事業

基本方針を具体化する各事業の内容を以下に示します。

基本方針 1 保護者が子育てに喜びを感じることができるよう支援します

（１）教育・保育サービスの充実

幼児教育と保育の充実のため、国による無償化等の影響を考慮しながら、幼稚園や保育所、認定こども園等の需要に対して、定員の拡充や保育士等の確保を通じ、必要な供給量を確保します。

共働き家庭の増加や多様な就労形態など幼児教育・保育を取り巻く環境の変化に応じて、延長保育、一時預かり等に係る市民ニーズに対応できる体制を整えながら、様々な事業・サービスを展開します。



No	事業名	事業概要	所管課	該当計画			
				第2期宗像市子ども子育て支援事業計画	宗像市次世代育成支援対策行動計画(後期計画)	第2期宗像市子ども基本条例行動計画	第2期宗像市子どもの未来応援計画
1	施設型給付・地域型保育給付事業	特定教育・保育ニーズに対応する施設整備、認定こども園の開園などの受け皿の確保、定員拡大に伴う保育士確保支援施策を通じて、必要とする保護者が子どもを安心して預けることができる状態を目指す。保育士の資質向上研修や障がい児保育環境の充実により、質の高い保育サービスの提供を行う。保育所等の健全運営を支援する。	子ども育成課	●	●	●	●
2	地域子ども・子育て支援事業	多様な子育て支援ニーズに対応したサービスが提供されることにより、子育ての負担の軽減や仕事と子育ての両立支援などを受け、保護者が安心して子育てができる状態を目指す。延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、子育て短期支援事業、利用者支援事業など、多彩な保育事業の実施により、保護者が社会的活動と家庭生活との両立と、安心して子育てができるような環境整備を行う。	子ども育成課	●	●	●	●
3	学童保育所管理運営事業	学童保育所を利用する保護者が、子どもを放課後や学校休業日に安心して預けることができ、安全で安心な生活及び遊びの場となるよう学童保育所を運営する。指定管理者の更新、障がい児などへの対応、円滑な運営を実施する。また、学童保育利用料の減免制度（きょうだい児・ひとり親・非課税世帯・生活保護世帯・多子世帯）を運用し保護者の負担軽減を図る。	子ども育成課	●	●	●	●
4	学童保育所整備事業	学童保育所の利用を希望する児童全員を受け入れられるよう学童保育所の施設整備を行う。	子ども育成課	●	●	●	●

(2) 家庭の教育力向上のための支援

都市化や核家族化により、誰も頼れず独りで子育てを行い、不安やストレスに苛まれてしまう人がいます。そうした保護者が気軽に相談することができたり、子どもの育ちに喜びや生きがいを感じることができたりするよう、地域団体、市民団体との協働により、きめ細かな子育て支援サービスを提供します。また、保護者自身の家庭教育力を向上できるよう必要な支援を行っていきます。

No	事業名	事業概要	所管課	該当計画			
				第2期宗像市子ども子育て支援事業計画	宗像市次世代育成支援対策行動計画(後期計画)	第2期宗像市子ども基本条例行動計画	第2期宗像市子どもの未来応援計画
5	子育て支援センター運営事業	子育て世代の保護者が、子育て支援センターを利用することで、子育てに対する不安やストレスの軽減を図り、育児力を高めることを目指す。市民団体との協働による子育て支援センターの運営及び子育て講座や子育て支援事業を実施する。	子ども育成課	●	●	●	●
6	子育て支援事業	子育て世代の保護者が、子育てサロンなどを活用することで、子育て支援環境を充実させる。市民団体との協働による子育て支援センターと連携して、地域が運営する子育てサロンの支援を行い、充実を図る。	子ども育成課	●	●	●	●
7	家庭教育学級	子どもが基本的な生活習慣や社会性を身に付ける基盤であるべき家庭での教育の重要性を学ぶため、市内保育所・幼稚園・認定こども園・市立学校PTA、コミュニティ運営協議会(子育てサロンを含む)などの子育て支援関係団体による家庭教育学級の開設を啓発、支援し、家庭、地域の教育力向上を目指す。	子ども育成課		●	●	●
8	市民図書館事業	子どもや子育て中の保護者が、ともに本に親しみ市民図書館を身近に感じることができるよう充実を図る。また、ボランティア、市民活動団体、コミュニティ運営協議会と協働で、小さな頃から本に親しむ機会を創出、子育て世代が何度も行きたくなるような図書館サービスを提供する。	図書課		●	●	

(3) ひとり親家庭等の自立支援

ひとり親家庭への経済的支援の充実のため、児童扶養手当、医療費の助成等を行う他、周知・広報の強化により制度に関する認知度の向上を図ります。また、経済的な支援や相談事業を行うことで、ひとり親家庭、生活困窮世帯の経済的な自立支援を図っていきます。

No	事業名	事業概要	所管課	該当計画			
				第2期宗像市子ども子育て支援事業計画	宗像市次世代育成支援対策行動計画(後期計画)	第2期宗像市子ども基本条例行動計画	第2期宗像市子どもの未来応援計画
9	児童扶養手当等 ひとり親家庭経済支援事業	18歳(児童に一定の障害がある場合は20歳まで)の誕生日の年度末までの児童を扶養するひとり親家庭等に対して、児童扶養手当を支給し、生活の安定と自立の促進を図る。	子ども家庭課		●	●	●
10	ひとり親家庭等 医療事業	医療費の一部を助成することによりひとり親家庭等の福祉の増進を図る。	子ども家庭課		●	●	●
11	ひとり親家庭自立支援事業	①ひとり親家庭の父または母のよりよい就業に向けた能力開発を支援し、自立の促進を図る。 ②修学又は疾病等により一時的に日常生活に支障が生じているひとり親家庭等に家庭生活支援員を派遣し、必要な支援を行う。 ③ひとり親家庭等の経済的自立を支援し、生活の安定を図るため、県の母子・父子・寡婦福祉資金貸付の受付、進達を行う。	子ども家庭課		●	●	●
12	母子生活支援施設等入所事業	①生活上のさまざまな問題のため子どもの養育が十分にできない母子を、母子生活支援施設に入所させて生活を支援する。 ②経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を助産施設に入所させ助産を受けさせる。	子ども家庭課		●	●	●
13	生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業として生活困窮者対象に広く相談を受け、その人に応じた自立支援プランを立て、家計改善支援事業等の法定事業や他法他施策へのつなぎ等により課題解決し、自立した生活を送れるよう支援していく。	福祉課	●	●	●	●

(4) 子育て経費の支援

子育て家庭の経済的支援の充実のため、児童手当や医療費の助成、奨学金の支給等の支援を行います。こうした支援を通じて、保護者が安心して子育てができ、子どもたちが自己実現できる環境を整えます。

No	事業名	事業概要	所管課	該当計画			
				第2期宗像市子ども子育て支援事業計画	宗像市次世代育成支援対策行動計画(後期計画)	第2期宗像市子ども基本条例行動計画	第2期宗像市子どもの未来応援計画
14	子ども医療事業	医療費の一部を助成することで、疾病の早期発見と治療を促進し、子どもの健康の向上と福祉の増進、保護者の負担軽減を図る。	子ども家庭課		●	●	●
15	児童手当給付事業	中学校修了前(15歳到達後最初の3月31日)までの児童を養育する者に対し、児童手当を支給し、家庭生活の安定と子どもの健全な育成を支援する。	子ども家庭課	●	●	●	●
16	就学援助事業	経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し学用品などを援助することで、すべての児童生徒が経済的な不安を抱えずに義務教育を受けることができる環境を整備する。	教育政策課		●	●	●
17	高校奨学金事業	市内の高校生が経済的な不安を抱えずに就学できるよう、経済支援として保護者に高校奨学金を支給する。	教育政策課		●	●	●
18	重度障害者医療事業	医療費の一部を助成することにより、重度の障がいがある人の福祉の増進を図る。	子ども家庭課		●	●	●
19	特別児童扶養手当事業	障がい児の福祉の増進を図るのため特別児童扶養手当の申請受付、同手当を支給する県への進達事務を行う。	子ども家庭課		●	●	●
20	障害児手当等給付事業	日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳未満の在宅の重度障がい児に障害児福祉手当を支給する。20歳未満の重度の障がい児に重度障害者年金を支給する。心身障害者扶養共済制度の加入者で、掛金の納付が困難な人に対して掛金を助成する。	福祉課		●	●	●

No	事業名	事業概要	所管課	該当計画			
				第2期宗像市子ども子育て支援事業計画	宗像市次世代育成支援対策行動計画(後期計画)	第2期宗像市子ども基本条例行動計画	第2期宗像市子どもの未来応援計画
21	渡船通学定期券購入費補助事業	地島又は大島に居住している中学生・義務教育学校生・高校生・大学生の保護者に対し、渡船を利用して通学するときの通学定期券購入費用を補助する。	教育政策課		●	●	●

(5) 母子の健康の確保

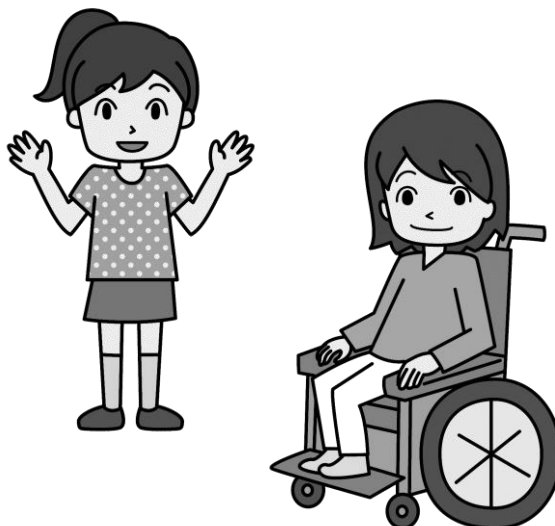
子育て家庭の保護者が安心して育児に取り組み、乳幼児期の子どもが健康に育つために、成長・発達段階に応じて必要な健康診査、健康相談や育児教室、予防接種などの事業を推進します。また、児童虐待を予防するため、様々な母子保健サービスを通じて、すべての妊産婦・乳幼児とその家庭と接しながら、妊娠・出産・育児期にかけて継続的・包括的に支援を行います。さらに、養育能力に特に課題のある家庭に対し、必要に応じて家事支援や育児支援を行います。

No	事業名	事業概要	所管課	該当計画			
				第2期宗像市子ども子育て支援事業計画	宗像市次世代育成支援対策行動計画(後期計画)	第2期宗像市子ども基本条例行動計画	第2期宗像市子どもの未来応援計画
22	母子保健事業	①妊婦健康診査・歯科健康診査事業 ②乳幼児健診事業 (4か月, 7か月, 1歳6か月, 3歳) ③10か月すくすく相談事業 ④発達相談小集団保育教室 ⑤未熟児養育医療給付事業 ⑥要支援者(フォロー者及び未受診者)訪問事業 上記事業や各サービスの機会を活用し、子どもと子育て家族に対し健康教育・相談を行い健康の増進を図る。	子ども家庭課	●	●	●	●
23	子ども等予防接種事業	予防接種法に定められた定期予防接種と、任意予防接種の助成を実施する。	子ども家庭課		●	●	●

No	事業名	事業概要	所管課	該当計画			
				第2期宗像市子ども子育て支援事業計画	宗像市次世代育成支援対策行動計画(後期計画)	第2期宗像市子ども基本条例行動計画	第2期宗像市子どもの未来応援計画
24	妊娠包括支援事業	①母子手帳交付に合わせた全数面接 ②妊婦・両親学級 ③助産師等による新生児訪問 ④妊婦・未熟児等への養育訪問事業 ⑤産後ケア事業 ⑥民生委員児童委員によるこんにちは赤ちゃん訪問事業 ⑦栄養なんでも相談室 ⑧市内中学校妊婦体験教室 上記事業や母子保健サービスを活用し、妊娠期から産後・育児期まで継続的・包括的支援を行う。	子ども家庭課	●	●	●	●
25	養育環境改善 家事育児支援事業	保護者の養育能力に特に課題のある家庭に対し、その養育が適切に行われるよう、対象家庭を訪問し、調理・洗濯・清掃等の家事支援や哺乳・食事・入浴・排泄等の育児支援を行う。	子ども支援課	●	●	●	●

(6) 発達支援・相談体制の充実

心身の発達に課題や障がいのある子どもが、地域で安心して生活できるよう社会全体で理解し、応援する子ども支援を推進していきます。子どもが社会的に自立した生活を送ることができるよう、保育、教育、福祉、医療と連携した発達支援・相談体制の充実を図ります。



No	事業名	事業概要	所管課	該当計画			
				第2期宗像市子ども子育て支援事業計画	宗像市次世代育成支援対策行動計画(後期計画)	第2期宗像市子ども基本条例行動計画	第2期宗像市子どもの未来応援計画
26	障害児通所支援など事業	未就学児に、日常生活の基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を行う(児童発達支援)。就学児に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行う(放課後等デイサービス)。入浴や排泄、食事の介護など、自宅での生活全般にわたる介護を行う(居宅介護)。介護者が病気の場合などに、短期間の施設入所により入浴や排せつ、食事の介護などを行う(短期入所)。家族の負担の一時的な軽減を図るため、障害者支援施設などにおいて、活動の場の提供や見守りなどを行う(日中一時支援)。社会参加の促進などを行うために、外出が困難な障がい児に対して、外出支援を行う(移動支援)。	福祉課		●	●	
27	児童発達支援事業(のぞみ園)	市内在住で、発達に支援が必要な未就学児とその保護者を対象に通園による療育を行う。	子ども支援課		●	●	●
28	発達障害支援事業	乳幼児から小・中・義務教育学校までの子どもの成長・発達や育児の悩み、友だちとの関係や学習の苦手さなどに関する相談に対応し、保育施設や小・中・義務教育学校、医療機関等関係機関と連携した発達の支援を行う。 研修会や講演会を開催し、市民の発達障がいに関する理解の向上に努める。	子ども支援課		●	●	●
29	発達障害早期発見事業	年中児(満4歳児)を対象に、健康診査を実施し発達に支援が必要な子どもの早期療育や適切な支援につなぐ。	子ども支援課		●	●	●
30	就学時健康診断事業	就学予定者に対して、学校医及び学校歯科医による健康診断を行い、必要に応じて入学前の治療を促すとともに、希望する保護者に対して就学相談を行うことで、適正に就学ができるようにする。	教育政策課		●	●	●

No	事業名	事業概要	所管課	該当計画			
				第2期宗像市子ども子育て支援事業計画	宗像市次世代育成支援対策行動計画(後期計画)	第2期宗像市子ども基本条例行動計画	第2期宗像市子どもの未来応援計画
31	家庭訪問相談指導員派遣事業	不登校状態が長引き、特に引きこもりがちな傾向の児童生徒及びその保護者に対して、児童生徒本人やその保護者の希望に応じ「家庭訪問相談指導員」が定期的に家庭訪問し、学校生活復帰や社会的自立に向けた相談や学習支援を行う。	子ども支援課		●	●	●

(7) 子どもの権利救済・児童虐待防止対策の充実

すべての子どもには、人格と尊厳があります。特に子どもへのあらゆる暴力は、これらを侵害するものであり、子どもの心と体に将来にわたって深刻な影響を及ぼします。こうした侵害が起こらないよう、子どもや保護者に対して、子どもの権利や宗像市子ども基本条例の内容を正しく理解できるような取組みを進め、子どもが安心して生きることができる家庭環境や社会環境を保障します。

子ども自身や家庭環境の課題など、さまざまな理由で支援を必要とする子どもがいます。子どもに関わる行政機関、関係機関、地域によるネットワークを活用し、要保護・要支援児童とその家族などへの支援、見守り、虐待の発生予防や早期発見、早期対応に努めます。

また、公的第三者機関である子どもの権利救済委員による子どもの権利の救済・回復活動を行います。

No	事業名	事業概要	所管課	該当計画			
				第2期宗像市子ども子育て支援事業計画	宗像市次世代育成支援対策行動計画(後期計画)	第2期宗像市子ども基本条例行動計画	第2期宗像市子どもの未来応援計画
32	子ども基本条例啓発業務	子ども及び保護者に、子どもの権利や宗像市子ども基本条例の内容を正しく理解してもらうことを目指す。	子ども育成課			●	

No	事業名	事業概要	所管課	該当計画			
				第2期宗像市子ども子育て支援事業計画	宗像市次世代育成支援対策行動計画(後期計画)	第2期宗像市子ども基本条例行動計画	第2期宗像市子どもの未来応援計画
33	子どもの権利救済事業	宗像市子ども基本条例に定める子どもの権利の侵害に対する救済・回復を図るため、公的第三者機関である子どもの権利救済委員及び救済委員を補佐する子どもの権利相談員を置く。併せて相談窓口としてのむなかた子どもの権利相談室を設置し、子どもと関係者からの相談・救済申立てなどに基づき、必要に応じ助言・調査・調整・要請・勧告などを実施する。	子ども支援課		●	●	●
34	子ども家庭相談事業	要保護児童対策地域協議会のネットワーク機能を活用し、要保護児童、要支援児童、特定妊婦、ひとり親家庭への相談援助活動を実施する。また、要保護児童対策地域協議会の広報・啓発・研修機能を活用し、児童虐待の発生予防、発見・通告義務の周知、児童虐待をはじめとする要保護児童などへの対応研修などの児童虐待防止活動などを実施する。子ども家庭相談室におけるスクールソーシャルワーカーを含めた子ども家庭相談支援活動の体制強化を図る。ケース検討会議を更に活発に実施することなどを通じて、子どもがかかわる関係機関や施設などとの連携を図ることで、より効果的な支援活動を推進する。	子ども支援課	●	●	●	●

(8) ワークライフバランスの推進

国は平成29年に「子育て安心プラン」を示し、平成32年度（令和2年度）末までに全国の待機児童を解消、待機児童ゼロを維持しつつ女性の就業率80%を達成することを目標と定めました。宗像市においても共働きの子育て世帯が今後増加していくことが予測されると同時に、各子育て世帯がそれぞれの生活スタイルに応じた理想の子育てを実現できるよう、支援体制が求められます。結婚・妊娠・出産・育児というライフステージの各段階に応じて、男女が共に仕事と家庭生活の両立を図ることができるよう情報提供や啓発活動を進めます。

No	事業名	事業概要	所管課	該当計画			
				第2期宗像市子ども子育て支援事業計画	宗像市次世代育成支援対策行動計画(後期計画)	第2期宗像市子ども基本条例行動計画	第2期宗像市子どもの未来応援計画
35	男女共同参画推進事業	男性も女性もいきいきと働くことができ、家族との充実した時間や地域活動への参加の時間が持てるなど健康で豊かな生活が送れるよう、仕事と家庭の調和の実現を目指す。固定的性別役割分担意識の解消を図り、家庭で男女が家事や子育てをともに担うことの大切さを啓発する。男女共同参画推進センターを拠点とし、男女共同参画の視点に立った講演会や講座の開催、男女共同参画に関する情報収集と情報提供に取り組む。	男女共同参画推進課	●	●	●	
36	男女共同参画推進センター事業	親子で参加しやすい講座を企画し、夫婦ともに子育てをするきっかけ作りや意識啓発を図る。特に、男性の子育て参画を促し、子育て力向上を支援する。子育てで一旦仕事を中断した方の再チャレンジを支援するため、就労支援を目的とした資格取得講座や起業支援講座の充実を図る。	男女共同参画推進課	●	●	●	

基本方針2

市民が地域全体で子どもの育ちを応援できるよう支援します

(1) 子どもの居場所づくり

「居場所」とは自分が自分らしくいられる場所という意味です。子どもの居場所は家庭であり、学校であり、地域全体、まちそのものが「子どもの居場所」であることが大切です。子どもが安心して遊び、暮らし、学ぶことができる「居場所」になるよう、コミュニティや市民活動団体などと協力して子どもの居場所づくりを進めていきます。

No	事業名	事業概要	所管課	該当計画			
				第2期宗像市子ども子育て支援事業計画	宗像市次世代育成支援対策行動計画(後期計画)	第2期宗像市子ども基本条例行動計画	第2期宗像市子どもの未来応援計画
1	子どもの居場所づくり事業	宗像市子ども基本条例に基づき子どもの居場所づくりを図るため、子どもが自由な発想で遊ぶ「子どもプレーパーク」の運営と「出張プレーパーク」、「放課後プレーパーク」の拡充、中高生を対象とした居場所づくりを行う。	子ども育成課		●	●	—
2	放課後子ども総合プラン事業	各地区コミュニティが中心となり、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験活動を行うことができるよう国の新・放課後子ども総合プランを活用して放課後子ども教室（寺子屋）を行う。放課後児童クラブ（学童保育）との連携、地域住民の参画を得て、放課後等に地域内の全児童を対象として学習や体験・交流活動等を行う。	子ども育成課		●	●	●

(2) 子どもの権利の啓発

市民等に、子どもの権利や宗像市子ども基本条例の内容を正しく周知する取組みや事業を進めていきます。また、社会全体で「子どもにやさしいまちづくり」を行うことができるように、関係団体と連携しながら、子どもの豊かに育つ権利の保障を図ります。

No	事業名	事業概要	所管課	該当計画			
				第2期宗像市子ども子育て支援事業計画	宗像市次世代育成支援対策行動計画(後期計画)	第2期宗像市子ども基本条例行動計画	第2期宗像市子どもの未来応援計画
3	子ども基本条例啓発業務	市民に、子どもの権利や宗像市子ども基本条例の内容を正しく理解してもらうことを目指す。	子ども育成課			●	

No	事業名	事業概要	所管課	該当計画			
				第2期宗像市子ども子育て支援事業計画	宗像市次世代育成支援対策行動計画(後期計画)	第2期宗像市子ども基本条例行動計画	第2期宗像市子どもの未来応援計画
4	子ども育成推進事業	宗像市子ども基本条例が目指す子どもにやさしいまちづくりを推進する施策の展開が子どもの自尊感情を高め、個性を伸ばすことで将来の夢を持つ子どもの育成に繋げる。夏の課外授業、わくわく体験報告会など子どもの体験活動の充実を図る。	子ども育成課			●	
5	子どもまつり事業	宗像市子ども基本条例の「子どもの権利」を保障し、社会全体で「子どもにやさしいまちづくり」を推進するため子どもまつりを開催する。各種体験ブースやステージ発表を通じて、子どもが大人と関わり様々なことを体験できる場を設けたり、まつりの企画運営に携わる子ども実行委員を経験させることで、子どもの豊かに育つ権利、意見を表明する権利などの保障を図る。	子ども育成課			●	

(3) グローバル化に対応する支援

お互いの歴史、文化などを学び、自分自身の考えを持ち、主張できることに加え、異なる意見や価値観を受け入れる受容力、コミュニケーション力などを育めるよう国際交流等の機会を提供していきます。また、外国籍の家庭（保護者や子ども）に対して必要な支援を行います。

No	事業名	事業概要	所管課	該当計画			
				第2期宗像市子ども子育て支援事業計画	宗像市次世代育成支援対策行動計画(後期計画)	第2期宗像市子ども基本条例行動計画	第2期宗像市子どもの未来応援計画
6	グローバル人材育成事業	第2期宗像市グローバル人材育成プランに基づき、グローバル人材に求められる考え方やコミュニケーション能力を多くの市民が身に付けることができるように、グローバル人材育成や国際交流などの知識や経験を有する民間企業や市民活動団体等と連携した事業を推進する。また、市内在住外国人の生活や学習を支援する。	子ども育成課			●	

(4) 地域で取組む子育て支援

地域は子どもが様々なことを体験し、学ぶ場でもあります。まわりの大人が子どもを教え導くことで、子どもは豊かに成長します。そして、そのことは保護者の子育てを応援することにも繋がります。

そのためにも、地域の住民、団体、事業所、学校、ボランティアが相互に連携しながら教育力の向上を図り、子どもの成長を様々な側面から支援していきます。

No	事業名	事業概要	所管課	該当計画			
				第2期宗像市子ども子育て支援事業計画	宗像市次世代育成支援対策行動計画(後期計画)	第2期宗像市子ども基本条例行動計画	第2期宗像市子どもの未来応援計画
7	生涯学習推進事業（ルックルック講座業務）	市内2大学をはじめ、市民活動団体、企業、市職員などが講師となり、様々な分野の講座を設け、市民が行う研修会や学習会などに講師を派遣するルックルック講座の開設により、学びたい市民が、自由に学びたいことを学び、また学んだことを活かしながら、やりがい・生きがいを持って活動することを目指す。	コミュニティ 協働推進課		●	●	
8	人権教育啓発事業	自他の人権を尊重する社会を創造するための啓発活動を実施し、宗像市民が安心して日々の生活を送ることができることをめざす。子ども達の人権意識の高揚を図るため、市内の小・中・義務教育学校で、人権映画上映会や人権の花運動、人権文集の作成・配布を実施する。地域や一般市民に対する啓発として、地域行事等での啓発事業や講演会、研修等を実施する。	人権対策課		●	●	
9	民生委員児童委員事業	子育てにおける育児不安の解消や孤立防止に努める。民生委員児童委員の研修会の開催、学校を中心としたふれあい部会活動などの支援を行う。	健康課		●	●	●
10	食育推進事業	食を基本とした心身の健康づくりが行えるよう、市民・地域・学校・生産者・企業などと連携して、食生活に関する正しい知識、郷土料理及び地産地消の普及を図り、一人ひとりの取組みに繋げる。食生活改善推進会をはじめ関係団体と協働し、食生活に関する正しい知識の普及を行う。農水産物直売所などを通し、宗像産の農水産物を使った料理と食生活に関する正しい知識の普及を図る。	健康課		●	●	●

No	事業名	事業概要	所管課	該当計画			
				第2期宗像市子ども・子育て支援事業計画	宗像市次世代育成支援対策行動計画(後期計画)	第2期宗像市子ども基本条例行動計画	第2期宗像市子どもの未来応援計画
11	ボランティア育成事業	子どもの放課後や休日の体験活動を支援する人材や、地域の子育てサロンなどで子育て支援に関わる人材を育成し、地域で子育てを担う社会づくりを目指す。	子ども育成課		●	●	●
12	大学連携事業	市内2大学及び2高校との連携により、知的資源や専門性が活かされたまちづくりを行う。2大学及び2高校との連携事業を実施する。まちづくりを担う専門的な人材を育成する。市民活動団体、コミュニティ運営協議会、大学、企業などの多様な主体同士が協働していくことで、子育てや暮らしに対するニーズに対応した取組みを進める。	コミュニティ協働推進課		●	●	
13	市民活動推進事業	市民活動やボランティア活動に取り組む、または興味関心のある市内外の住民、市民活動団体、コミュニティ運営協議会が、それぞれ持っているスキルやノウハウを十分に発揮し、活発に活動ができるよう市民活動やボランティア活動、市民参画などを促進するための環境を整備し、市民がつくる生きがいのあるまちを創造する。 コミュニティ運営協議会、市民活動団体などが、安全・安心に活動し、それぞれの特性を活かしながら連携して活発な活動が行われるよう支援する。市民や市民活動団体、コミュニティ運営協議会と協働でまちづくりを行い、市民活動の活性化に向けた支援を行う。	コミュニティ協働推進課		●	●	●
14	人づくりでまちづくり推進事業	宗像市内に活動拠点を持つ市民活動団体、大学などが「協働のまちづくり」の様々な分野・場面において主体的に活躍できるよう支援する。	コミュニティ協働推進課		●	●	●

No	事業名	事業概要	所管課	該当計画			
				第2期宗像市子ども・子育て支援事業計画	宗像市次世代育成支援対策行動計画(後期計画)	第2期宗像市子ども基本条例行動計画	第2期宗像市子どもの未来応援計画
15	シティプロモーション事業	様々な媒体を活用して広く市をPRしたり、市のプロモーションにつながる事業を実施したりすることで、市のイメージや認知度、好感度の向上に繋げ、選ばれるまちを目指す。民間企業との連携を積極的に進め、プロモーション効果の向上を図る。都市ブランドサイトや子育て・教育サイトを活用するなど、市内外の子育て世代へのプロモーションや情報提供を強化する。	秘書政策課		●	●	
16	定住化推進事業	子育て世帯や新婚世帯などの若い世代の人々に好まれるような住環境の充実に努め、子育て環境や教育環境、自然環境、安全安心な生活環境等、宗像市の居住環境の良さを含め「子育てしやすいまち」であることを広くPRし、若年・生産年齢人口の増加を図るため、市内の中古住宅の購入者等に補助金を交付する。	経営企画課		●	●	
17	市民スポーツ活動推進事業	グローバルアリーナの施設を、市、市教育委員会、市内の学校が事業として使用する場合、減額分については、宗像市と財団法人サニックススポーツ推興財団が相互に負担(補助)する。 スポーツ推進計画に基づき市民の健康づくりや地域活動の推進を図る。また、市民がライフステージに応じてスポーツと親しめるように機会や場の提供、施設の整備などスポーツ環境の充実に努める。地元の大学や民間スポーツクラブと連携し学校体育や学童スポーツなどへの支援を拡充し、スポーツ・運動が好きな子どもたちを増やし体力を向上させる。 勝浦浜の海洋拠点施設を活用し、小学生の高学年を対象としたヨットやカヌー体験などを通して、海に親しむ機会を提供する。	文化スポーツ課		●	●	
18	体育施設管理運営事業(体育施設管理、学校施設開放事業)	既存の体育施設について適切な修繕を実施し、利用者の安全確保を図る。施設の管理運営については、効果的な実施と経費の削減を図る。小中学校運動場・体育館を開放し、地域のスポーツ・レクリエーション活動の場として活用する。	文化スポーツ課		●	●	

No	事業名	事業概要	所管課	該当計画			
				第2期宗像市子ども・子育て支援事業計画	宗像市次世代育成支援対策行動計画(後期計画)	基本条例行動計画	第2期宗像市子どもの未来応援計画
19	地域青少年育成事業	PTA・子ども会・青少年指導員など地域の活動を支援する。また、子どもの安全安心セミナーや立入調査など青少年の健全育成に関する業務を行う。	子ども育成課		●	●	●
20	赤ちゃんの駅	乳幼児を育児中の保護者が、安心して外出できるよう子育て環境の充実を目指す。市内の事業所等に向けて赤ちゃんの駅への理解、協力を得る。乳幼児を子育て中の保護者に対し、赤ちゃんの駅について普及・PRを図る。	子ども育成課		●	●	
21	田熊石畑遺跡管理運営事業	子どもの見守りやいせきんぐらしさを活かした体験学習を開催することで、地域の子子ども達が宗像の歴史や文化に関心やほこりを持てるための基礎づくりを行うとともに、入園者数の増加に繋げる。	文化財課		●	●	●
22	学童保育所管理運営事業	学童保育所の運営を地区コミュニティ運営協議会へ委ねることで、「地域の子どもは地域で育てる」という理念を地域住民で共有し、地域の教育力向上に繋げる。	子ども育成課	●	●	●	●

(5) 安全・安心なまちづくり

子どもを狙った犯罪や通学中の子どもが巻き込まれる交通事故が増えています。子どもを犯罪や事故から守るには、PTA や地域の防犯ボランティア、警察などの関係機関との連携が必要となります。警察、学校、コミュニティなどの関係団体と協力し、危険個所の改善や安全啓発など総合的な対策を行います。

No	事業名	事業概要	所管課	該当計画			
				第2期宗像市子ども・子育て支援事業計画	宗像市次世代育成支援対策行動計画(後期計画)	基本条例行動計画	第2期宗像市子どもの未来応援計画
23	救急医療事業	医療・救急にかかる関係機関と協働し、休日や夜間、小児の医療体制の充実に取り組む。休日・夜間に適切な救急医療を受けられる医療体制を確保する。	健康課		●	●	

No	事業名	事業概要	所管課	該当計画			
				第2期宗像市子ども子育て支援事業計画	宗像市次世代育成支援対策行動計画（後期計画）	第2期宗像市子ども基本条例行動計画	第2期宗像市子どもの未来応援計画
24	公共交通整備事業	あらゆる市民が、公共交通機関を利用して、駅・官公庁施設・病院などを快適に移動できるまちを目指す。コミュニティ運営協議会と協働し、ふれあいバスとコミュニティバスの路線及び時刻表の見直しを行い、利用者の利便性の向上に取り組む。	交通対策課		●	●	
25	公園維持管理事業	公園利用者が安全に安心して公園が利用できるよう、遊具等点検を実施し、適正な維持管理を行う。	維持管理課		●	●	
26	交通安全施設整備事業	道路利用者が安全に安心して道路を通行できるよう、段差の解消、通学路の安全確保等、適正な維持管理を行う。	維持管理課		●	●	
27	市民安全対策事業	宗像市内で犯罪が減少し、安全で安心して暮らせるまちになることを目指す。	地域安全課		●	●	
28	交通安全対策事業	地域や市民活動団体と協働し、地域の安全性を高めるための防犯活動や交通安全活動に取り組む。春・秋の交通安全早朝指導を行う。広報誌の発行や宗像警察署及び宗像地区交通安全協会と連携し、交通安全啓発活動を行う。危険性のある道路環境の改善のため道路管理者や宗像警察署に要望を行う。	地域安全課		●	●	
29	住宅相談事業	市民または宗像市に転入しようと考えている人が、住宅に関する不安や悩みを速やかに解消できるよう協働による住宅相談窓口の充実を図る。子育て世代に対し、住機能の面から子どもにやさしく、子育てしやすい住宅の情報を提供する。	建築課		●	●	
30	通学に関する業務	児童生徒が安心して学校に通うことができるよう、学校、保護者、地域、道路管理者、警察等と連携し、通学路の安全確保を図る。	教育政策課		●	●	

基本方針3 子ども関係施設が子どもに生きる力を育めるよう支援します

(1) 学校教育の充実

学校は次世代を担う児童・生徒が学ぶ場であるため、社会環境の変化に合わせた適切な運営が求められます。子どもが個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、充実した教育環境を整備していきます。

No	事業名	事業概要	所管課	該当計画			
				第2期宗像市子ども子育て支援事業計画	宗像市次世代育成支援対策行動計画(後期計画)	第2期宗像市子ども基本条例行動計画	第2期宗像市子どもの未来応援計画
1	小中一貫教育推進事業	生きる力を身に付けた子どもの育成に向けて、学園ごとに共通の目標を設定し、その実現のために協働して義務教育9か年で一貫したカリキュラムのもと教育活動を実践する小中一貫教育を推進する。また、家庭・地域と協働する小中一貫コミュニティ・スクールを目指し、①つなぎ役となる学園コーディネーターの配置②学園運営協議会の設置による保護者・地域住民の参画などにより効果的な学園運営を行う。	教育政策課		●	●	
2	学力向上支援事業	「確かな学力」の育成や特別な支援を要する児童生徒への指導のため、指導方法の工夫改善に取り組む小中学校に対して学力向上支援教員を配置して、きめ細やかな指導及び個に応じた指導の充実を図る。	教育政策課		●	●	●
3	学校支援ボランティア事業	小・中・義務教育学校が地域住民・保護者・市内近隣の大学との連携を図り、学校支援ボランティアとして協力してもらえる人材を発掘、活用することで地域の教育力を活かし、教育活動の更なる充実を図る。	教育政策課		●	●	●
4	学校情報化事業	小・中・義務教育学校の教職員及び児童生徒が、パソコン等のICT機器を活用できるよう保守管理及び機器の導入・更新を行う。	教育政策課		●	●	

No	事業名	事業概要	所管課	該当計画			
				第2期宗像市子ども 子育て支援事業計画	宗像市次世代育成支援 対策行動計画(後期計画)	第2期宗像市子ども 基本条例行動計画	第2期宗像市子ども の未来応援計画
5	A L T 派遣事業	小・中・義務教育学校の外国語活動及び外国語科において、発達段階に即した効果的かつ継続的なALTの活用を図ることで、「聞く・話す・読む・書く」の4技能をバランスよく身に付けた「生きて働く英語を使える宗像の子」の育成を図る。	教育政策課		●	●	
6	人権教育事務	人権・同和教育の研究と推進を図るため、教職員や保護者を対象とした研修会や実践交流会を開催する。小・中・義務教育学校などにおいて、様々な人権問題を解消するために、市民活動団体などが行っている人権啓発活動の支援及び研修会などへの参加を行う。	教育政策課		●	●	
7	学校施設管理	児童・生徒が安心して自ら学校に行きたいと思うことができるよう、学びの場として充実した環境を整備する。	学校管理課		●	●	
8	学校保健事業	児童生徒が安全で健康な学校生活を送ることができるよう、小・中・義務教育学校に学校医・薬剤師を配置し、健康診断を行う。 児童生徒の学校活動中による怪我・疾病に対して日本スポーツ振興センターの保険を適用することで治療費などに関する保護者の経済的負担を軽減する。	教育政策課		●	●	●
9	学校給食管理運営業務	小・中・義務教育学校児童生徒の心身の健全な発達のために、安全で栄養バランスのとれた学校給食を提供し、日常生活における正しい食事のあり方と望ましい食習慣の形成、食文化の理解を深める。生産者・家庭・地域と協働し、地産地消を通じた学校での食育に取り組む。和食給食・郷土料理給食・ジビエ給食（イノシシ肉）などの提供を検討し、食文化や食の歴史の理解を進める。	学校管理課		●	●	●

No	事業名	事業概要	所管課	該当計画			
				第2期宗像市子ども・子育て支援事業計画	宗像市次世代育成支援対策行動計画（後期計画）	第2期宗像市子ども基本条例行動計画	第2期宗像市子どもの未来応援計画
10	特別支援教育推進事業	特別支援教育に対する保護者の理解を促し、特別な支援を必要とする児童生徒が適切な教育を受けられるよう教育環境を整備する。	教育政策課		●	●	
11	グローバル人材育成事業	第2期宗像市グローバル人材育成プランに基づき、イングリッシュ・キャンプなどの事業を学校の教育課程に位置づけ、すべての子ども達がグローバル人材に求められる考え方やコミュニケーション能力を身につけることができるように、事業を推進する。	子ども育成課			●	



(2) 幼児教育・保育環境の充実

保育士等の人材の確保に努め、また保育に携わる人たちの能力向上を促し、保護者が安心して子どもを預けられる環境を整えます。また、保育所・幼稚園・認定こども園と小学校・義務教育学校の連携を進め、切れ目のない支援を行って行きます。

No	事業名	事業概要	所管課	該当計画			
				第2期宗像市子ども子育て支援事業計画	宗像市次世代育成支援対策行動計画(後期計画)	第2期宗像市子ども基本条例行動計画	第2期宗像市子どもの未来応援計画
12	幼児教育振興事業	幼児教育の多様な展開に対応するため、保育士と幼稚園教諭の資質及び専門性の向上を図り、保育所・幼稚園・認定こども園と小学校・義務教育学校の連携・接続を強化し、小学校生活に活かせるようにする。家庭や地域社会の教育力を高め、子どもがのびのびと育つ環境を整備する。幼児教育と小学校教育の連携を強化し、円滑な接続を図るため、宗像市幼児教育振興プログラムに基づく施策を推進する。保幼認小義連携だよりの発行や HP の活用により、保幼認小義の連携・接続強化の取組みを広く周知する。保育参観事業及び小学校統一入学説明会の実施を推進する。「保幼認小義接続期における学びのめやす」などの活用による家庭と保幼認小義の幼児教育の協働を推進する。	子ども育成課		●	●	●
13	私立幼稚園就園等補助事業	幼稚園教諭の資質向上研修や障がい児教育環境の充実により、幼稚園及び認定こども園(教育利用)に通う子どもへ、質の高い教育サービスの提供を行う。	子ども育成課		●	●	
14	無料職業紹介所	保育士や教員等の就職希望者と、求人募集する保育所や幼稚園、認定こども園、学童保育所との調整を行い、スムーズな就職等を支援する無料職業紹介所を開設し、保育士や幼稚園教諭、保育教諭等の安定的な人材の確保を図る。	子ども育成課	●		●	
15	へき地保育所実施事業	大島地区に住む家庭の児童が、質の高い保育サービスの提供を受けることができ、保護者が安心して預けることができる状態を目指す。	子ども育成課	●	●	●	●

(3) 子どもの体験活動の推進（学校）

子どもたちに様々な体験ができる場と機会を提供することで、子どもたちが多くのことに興味・関心をもって成長する環境を整えます。

No	事業名	事業概要	所管課	該当計画			
				第2期宗像市子ども 子育て支援事業計画	宗像市次世代育成支援 対策行動計画（後期計画）	第2期宗像市子ども 基本条例行動計画	第2期宗像市子ども の未来応援計画
16	小学生宿泊体験事業	小・義務教育学校児童が宿泊体験活動を通じて共同生活や学習活動を行い、他者と関わる力や集団生活におけるマナー、基本的な生活マナー、基本的な生活習慣を身につけることを目指す。	教育政策課		●	●	
17	中学生職場体験事業（ワクワクWORK）	中・義務教育学校生徒の職業観・勤労観を育み心豊かにたくましく生きる能力を養うため、市内事業所などの協力のもと、5日間の職場体験を行う。	教育政策課		●	●	
18	世界遺産学習推進事業	世界遺産学習検討委員会を設置して、世界遺産学習に関する研究を行い、カリキュラムや教材を作成する。児童生徒が世界遺産をはじめとする歴史文化について学習する際のバス代を助成する。世界遺産学習連絡協議会に加入して、他自治体と情報交換を行うとともに、本市について広くPRする。	教育政策課		●	●	
19	学校図書館推進事業	子どもが、学校図書館を通して読書の楽しさを知ること、豊かな心の育成を図るとともに情報の利活用能力を養う。また、自ら考え、調べ、行動し、生きる力を身に付けさせる。学校・家庭・地域と協働し、児童生徒の読書活動、調べ学習を推進する。図書館の活用を推進することで、「読む力」と「調べる力」が身につく環境を提供する。	図書課		●	●	

No	事業名	事業概要	所管課	該当計画			
				第2期宗像市子ども 子育て支援事業計画	宗像市次世代育成支援 対策行動計画(後期計画)	第2期宗像市子ども 基本条例行動計画	第2期宗像市子ども の未来応援計画
20	学校・家庭・地域連携食育推進業務	小・中・義務教育学校児童生徒が、生涯にわたり健康的で豊かな生活を送ることができるようになることを目指し、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけさせる。 学校給食を通して食育を推進する。学校・家庭・地域が連携し、地元産物を利用した和食・魚食事業を展開し、望ましい食習慣の理解を深めさせる。地元生産者と連携し、体験型の食育を推進することで、食についての関心を深め、子どもの郷土愛を育む。	学校管理課		●	●	●
21	市民文化芸術活動推進事業	文化芸術を鑑賞・体験する環境を創出するため、保育所・幼稚園・小学校・中学校等の身近な場所でのアウトリーチ事業を継続して実施する。また、宗像市文化協会が実施する伝統文化出前授業をサポートする。文化芸術の将来の担い手を育成するため、吹奏楽祭やこども芸術祭を継続して実施し、発表の場を創出する。	文化スポーツ課		●	●	

(4) 発達支援・相談体制の充実

いじめや不登校など子どもが抱える問題は多岐にわたっています。その問題解決に向けて、専門家や外部機関と連携しながら取組めます。

No	事業名	事業概要	所管課	該当計画			
				第2期宗像市子ども 子育て支援事業計画	宗像市次世代育成支援 対策行動計画(後期計画)	第2期宗像市子ども 基本条例行動計画	第2期宗像市子ども の未来応援計画
22	教育サポート室エール運営事業	教育サポート室エールを設置・運営し、不登校の児童生徒の特性に応じた教科学習活動や体験活動等を行い、コミュニケーション力の向上等を通じて社会的な自立ができるように支援する。	子ども支援課			●	●

No	事業名	事業概要	所管課	該当計画			
				第2期宗像市子ども子育て支援事業計画	宗像市次世代育成支援対策行動計画(後期計画)	第2期宗像市子ども基本条例行動計画	第2期宗像市子どもの未来応援計画
23	教育相談事業	小・中・義務教育学校にスクールカウンセラーなどの心の専門家を派遣し、学校の教育相談機能を高め、児童生徒の抱える心の問題を改善・解決し、もって不登校やいじめなどの生徒指導上の諸問題の解決に繋げる。教育委員会に教育相談員を配置し、保護者・地域から寄せられる相談などに対応し、諸問題の迅速な解決に繋げる。	教育政策課		●	●	

(5) 子どもの権利啓発

子ども関係施設が、子どもの最善の利益の保障を第一に考え愛情をもって指導や援助を行うよう、子どもの権利や宗像市子ども基本条例の啓発を行なっています。

No	事業名	事業概要	所管課	該当計画			
				第2期宗像市子ども子育て支援事業計画	宗像市次世代育成支援対策行動計画(後期計画)	第2期宗像市子ども基本条例行動計画	第2期宗像市子どもの未来応援計画
24	子ども基本条例啓発業務	子ども関係施設関係者が、子どもの権利や宗像市子ども基本条例の内容を正しく理解し子どもの育成ができるよう啓発活動を行う。	子ども育成課			●	



5

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について



本章は、「子ども・子育て支援法」第61条の規定に基づく、市町村子ども・子育て支援事業計画であり、計画期間における幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、量の見込みとそれに対する確保方策を記載しています。

1 区域の設定

子ども・子育て支援法の規定に基づき、「教育・保育の量の見込み」及び「確保方策」を設定する単位として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して教育・保育提供区域を定めます。

本計画においては、教育・保育提供区域を広く設定することで、需給調整の柔軟性が高くなり、安定して教育・保育を提供できることから、市内を1区域とする教育・保育提供区域を設定します。

2 子ども・子育て支援事業の量の見込みに対する確保方策

計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用希望総数）」を定めます。市に居住する子どもについて、「現在の幼稚園・保育所・認定こども園・認可外保育施設等の利用状況」に、「利用希望」を踏まえて以下の区分で設定します。

- 3～5歳 幼児期の学校教育を受ける子ども（19条1項1号に該当：教育標準時間認定）
- 3～5歳 保育の必要性のある子ども（19条1項2号に該当：満3歳以上・保育認定）
- 0～2歳 保育の必要性のある子ども（19条1項3号に該当：満3歳未満・保育認定）

■量の見込みの算出方法

児童数については、「住民基本台帳」の人口をもとに、平成27年度から平成31年度（令和元年度）までの5年間平均の人口（コーホート変化率法）を適用し推計しました。なお、教育・保育の量の見込みにあたっては、アンケート結果から算出されたニーズや過去の利用実績をもとに算出しました。

（令和4年12月追加）

この度、「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画に関する中間年の見直しについて（依頼）」（福岡県福祉労働部子育て支援課長）に基づき、見直し作業を行いました。幼児期の教育・保育の量の見込みについて、令和2年度から令和4年度までは実績値とし、令和5年度から令和6年度までは前述の実績値を基に増減率を算出し、見込値を算出しました。

見直しにあたり、宗像市次世代育成支援対策審議会に諮り、承認を得ましたので、以下のとおり修正します。（★マークが中間見直し後のもの）

幼児期の教育・保育の量の見込みに対する確保方策の内容を次に示します。

★		令和2(2020)年度				
		1号	2号		3号	
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳児	1、2歳児
量の見込み(a)		1,612	1,103		121	794
			363	740		
確保の方策 (b)	特定教育・保育施設(認定こども園・幼稚園)	685				685
	特定教育・保育施設(認定こども園・保育所)			1,091	187	1,992
	確認を受けない幼稚園	865				865
	幼稚園及び預かり保育(長時間・通年)	0		245		245
	一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)				0	0
	長時間預かり保育運営費支援事業				0	0
	届出保育施設			0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠			0	0	0
特定地域型保育					0	0
【過不足量】(b) - (a)		-62	233		66	-80

(単位：人)

★		令和3(2021)年度				
		1号	2号		3号	
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳児	1、2歳児
量の見込み(a)		1,588	1,191		122	746
			392	799		
確保の方策 (b)	特定教育・保育施設(認定こども園・幼稚園)	685				685
	特定教育・保育施設(認定こども園・保育所)			1,101	194	2,042
	確認を受けない幼稚園	885				885
	幼稚園及び預かり保育(長時間・通年)	0		245		245
	一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)				0	0
	長時間預かり保育運営費支援事業				0	0
	届出保育施設			0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠			0	0	0
特定地域型保育					0	0
【過不足量】(b) - (a)		-18	155		72	1

(単位：人)

★		令和4(2022)年度				
		1号	2号		3号	
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳児	1、2歳児
量の見込み(a)		1,500	1,200		90	751
			395	805		
確保の方策 (b)	特定教育・保育施設(認定こども園・幼稚園)	685				685
	特定教育・保育施設(認定こども園・保育所)			1,122	202	2,092
	確認を受けない幼稚園	885				885
	幼稚園及び預かり保育(長時間・通年)	0		245		245
	一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)				0	0
	長時間預かり保育運営費支援事業				0	0
	届出保育施設			0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠			0	0	0
特定地域型保育					0	0
【過不足量】(b) - (a)		70	167		112	17

(単位：人)

★		令和5(2023)年度					
		1号	2号		3号		合計
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳児	1、2歳児	
量の見込み(a)		1,461	1,244		125	754	3,584
			409	835			
確保の方策 (b)	特定教育・保育施設(認定こども園・幼稚園)	685					685
	特定教育・保育施設(認定こども園・保育所)			1,190	212	808	2,210
	確認を受けない幼稚園	885					885
	幼稚園及び預かり保育(長時間・通年)	0		245			245
	一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)					0	0
	長時間預かり保育運営費支援事業				0	0	0
	届出保育施設			0	0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠			0	0	0	0
	特定地域型保育				0	0	0
【過不足量】(b) - (a)		109	191		87	54	

(単位：人)

★		令和6(2024)年度					
		1号	2号		3号		合計
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳児	1、2歳児	
量の見込み(a)		1,393	1,285		129	769	3,576
			423	862			
確保の方策 (b)	特定教育・保育施設(認定こども園・幼稚園)	685					685
	特定教育・保育施設(認定こども園・保育所)			1,210	212	808	2,230
	確認を受けない幼稚園	885					885
	幼稚園及び預かり保育(長時間・通年)	0		245			245
	一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)					0	0
	長時間預かり保育運営費支援事業				0	0	0
	届出保育施設			0	0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠			0	0	0	0
	特定地域型保育				0	0	0
【過不足量】(b) - (a)		177	170		83	39	

(単位：人)

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

教育・保育の量の見込みの算出と同様、「児童数の推計」、「国が示した算出方法」等に基づき、各事業の量の見込みを算出しました。

(1) 利用者支援事業

事業概要		子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じて相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業				
市の現状		市の窓口利用者支援専門員（保育コンシェルジュ）を配置している。また、子育て世代包括支援センターとして利用者支援事業（母子保健型）を実施している。				
確保方策の内容		既存の事業を利用することで確保できる。				
	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	か所	2	2	2	2	2
確保方策	か所	2	2	2	2	2

(2) 時間外保育事業

事業概要		保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所などで保育を実施する事業				
市の現状		保育所全園で、18 時までの通常の保育時間以降に 1 時間又は 2 時間延長して預かる事業を実施している。保育所全園の児童を対象として、保育所 1 園で日曜、祝日においての休日保育を実施している。				
確保方策の内容		既存の事業を利用することで確保できる。				
	単位	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
量の見込み	人	475	473	464	457	448
確保方策	人	1,830	1,830	1,830	1,830	1,830

(3) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

事業概要		児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資することを目的として、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の機能強化を図る事業				
市の現状		要保護児童対策地域協議会を実施している。				
確保方策の内容		既存の事業を利用することで確保できる。				

(4) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要		保護者の世帯所得の状況などを勘案して、特定教育・保育施設などに対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用などを助成する事業				
市の現状		幼稚園に対し給食副食費の補助給付を実施している。				
確保方策の内容		既存の事業を利用することで確保できる。				

(5) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業概要		特定教育・保育施設などへの民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設などの設置又は運営を促進するための事業				
市の現状		未実施				
確保方策の内容		予定なし				

(6) 放課後児童健全育成事業

事業概要		保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館などを利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業				
市の現状		離島を除く市内全小学校区で小学１年生から６年生までを対象に、学童保育事業を実施している。				
確保方策の内容		既存の事業を利用することで確保できる。				
	単位	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
量の見込み	人	1,070	1,103	1,159	1,216	1,259
１年生		316	335	371	365	383
２年生		287	289	311	350	349
３年生		221	213	210	221	243
４年生		130	144	138	135	141
５年生		80	85	90	102	101
６年生		36	37	39	43	42
確保方策 (利用定員数)		1,285	1,285	1,285	1,285	1,285

(7) 子育て短期支援事業

事業概要		保護者の疾病などの理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設などに入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護など事業（トワイライトステイ事業））				
市の現状		子育て短期支援事業（通称：ショートステイ）として、児童養護施設、乳児院各1か所と委託契約し、最長7日間の範囲で預かる事業を実施している。				
確保方策の内容		既存の事業を利用することで確保できる。				
	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み		人日	12	12	11	11
確保方策	ショートステイ	人日	84	84	84	84

(8) 乳児家庭全戸訪問事業

事業概要		生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業				
市の現状		母子の健康管理や予防接種に関する相談、育児不安などの軽減などを目的として、訪問助産師や保健師が生後2～3か月未満の乳児の家庭を訪問している。また、地域の民生委員児童委員が家庭訪問して、子育てサロンなどの地域の子育て支援の情報提供、育児に関する相談や支援を行っている。				
確保方策の内容		既存の事業を利用することで確保できる。				

	単位	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
量の見込み	人	809	798	787	776	765
確保方策	人	810	810	810	810	810

(9) 養育支援訪問事業

事業概要	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言などを行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業					
市の現状	発達や養育に課題がある乳幼児とその家庭に対して、他機関と連携しながら家庭訪問を行い、必要な支援を行っている。					
確保方策の内容	既存の事業を利用することで確保できる。					
	単位	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
量の見込み	人	282	282	282	282	282
確保方策	人	300	300	300	300	300

(1 0) 地域子育て支援拠点事業

事業概要	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業					
市の現状	0 歳から就学前までの乳幼児とその保護者を対象として、宗像市子育て支援センター「ふらっこ」で保護者同士の交流支援、育児相談、子育て講座等を実施している。					
確保方策の内容	現在の提供体制を利用することで確保できる。					
	単位	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
量の見込み	人回	21,552	21,012	21,012	20,712	20,424
確保方策	か所	1	1	1	1	1

(1 1) 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり）その他の一時預かり

事業概要		家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業					
市の現状		認可保育所・認定こども園の一時預かり事業 私立幼稚園・認定こども園の預かり保育					
確保方策の内容		現在の提供体制を利用することで確保できる。					
		単位	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
量の見込み	1 号認定	人日	7,473	7,613	7,377	7,238	7,036
	2 号認定		12,145	12,267	11,993	11,899	11,667
	上記以外		16,577	16,408	16,205	15,961	15,668
合計			36,195	36,288	35,575	35,098	34,371
確保方策			36,814	36,814	36,814	36,814	36,814

(12) 病児保育事業

事業概要		病児・病後児について、病院・保育所などに付設された専用スペースなどにおいて、看護師などが一時的に保育などを実施する事業					
市の現状		「病児保育事業（めばえ）」「病後児保育事業（すくすくくらぶ）」で、病児・病後児について、昼間家庭で保育できない場合に一時預かりを行っている。					
確保方策の内容		現在の提供体制を利用することで確保できる。					
		単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み		人日	494	493	485	477	467
確保方策	病児保育事業	人日	3,430	3,430	3,430	3,430	3,430

(13) 子育て援助活動支援事業（就学児）

事業概要		小学校児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業					
市の現状		未実施					
確保方策の内容		ニーズ量が少ないため実施しない。					
		単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み		人日	95	92	95	96	96
確保方策	人日	—	—	—	—	—	—

(14) 妊婦に対する健康診査

事業概要		妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業					
市の現状		妊婦に対する健康診査として、14回分の健診費用の一部補助を実施している。					
確保方策の内容		既存の事業を利用することで確保できる。					
		単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み		人日	9,685	9,685	9,685	9,685	9,685
確保方策	人日	10,500	10,500	10,500	10,500	10,500	10,500



1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、事業の所管課が主に事業推進していきますが、計画の所管課である子ども育成課において、庁内での情報共有や施策の総合調整を行い、全庁をあげて子ども・子育て支援事業を推進します。そして、必要に応じて市は、子ども・子育て支援に関係するあらゆる機関との連携・調整を図っていきます。

2 進行の管理

本計画の進行管理は、PDCAサイクルに基づき、計画の推進に努め、事業の進捗状況を管理・評価するにあたっては、第3章で述べた4つの基本的視点に立ち、毎年度、点検・評価を行い、「宗像市次世代育成支援対策審議会」に進捗状況報告を行うことで、外部評価を受けながら施策の改善につなげます。

なお、当初の計画に対して、社会状況の大きな変化、「量の見込み」「確保方策」などに大きな開きが見受けられる場合には、中間年度（令和4年度）を目途に計画の見直しを検討します。



資料編

- 1 宗像市次世代育成支援対策審議会委員名簿
- 2 宗像市次世代育成支援対策審議会 審議経過
- 3 宗像市子ども基本条例
- 4 市民意見提出手続の意見及びその回答
- 5 表紙イラストについて

1 宗像市次世代育成支援対策審議会委員名簿

任期：平成 30 年 7 月 25 日～令和 2 年 7 月 24 日

NO	区分	氏 名	所属・役職（委嘱当時）
1	知識経験を有する者	たなか としあき 田中 敏明	九州女子短期大学 特任教授
2		おおしげ なる み 大重 育美	日本赤十字九州国際看護大学 教授
3	児童福祉関係団体を 代表する者	やまと す み 大和 寿美	NPO 法人むなかた子育てネットワークこねっと 代表理事
4		おがた しんじ 小方 信二	宗像市保育協会 第二赤間保育園園長
5		えとう つたこ 衛藤 薫子	宗像市民生委員児童委員協議会 副会長
6	教育関係者	たかすぎ ひろし 高杉 洋史	宗像市私立幼稚園連盟 玄海ゆりの樹幼稚園園長
7		すすき とし や 薄 俊哉	宗像市小中学校校長会 赤間小学校校長
8		まつい やすひこ 松井 安彦	福岡県立少年自然の家「玄海の家」所長
9	市民代表	しみず みつる 清水 満	公募委員
10	関係行政機関の職員	いえなが し お り 家永 志おり	福岡県宗像児童相談所 相談第一課長
11		よしなが あつこ 吉永 敦子	福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所 健康増進係長

（敬省略）

2 宗像市次世代育成支援対策審議会 審議経過

	開催日	内 容
第 1 回	令和元年 7 月 25 日	・ 第 2 期宗像市子ども・子育て支援事業計画（案）概要説明
第 2 回	令和元年 10 月 3 日	・ 第 1 章 計画策定にあたってについて ・ 第 2 章 子ども・子育てを取り巻く現状について ・ 第 3 章 計画の基本的な考え方について ・ 第 4 章 計画の内容について
第 3 回	令和元年 11 月 14 日	・ 第 1 章 計画策定にあたってについて ・ 第 2 章 子ども・子育てを取り巻く現状について ・ 第 3 章 計画の基本的な考え方について ・ 第 4 章 計画の内容について
第 4 回	令和元年 12 月 12 日	・ 第 1 章 計画策定にあたってについて ・ 第 2 章 子ども・子育てを取り巻く現状について ・ 第 3 章 計画の基本的な考え方について ・ 第 4 章 計画の内容について ・ 第 5 章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量 の見込みと確保方策について
第 5 回	令和 2 年 3 月 3 日	・ パブリック・コメント意見及び回答について ・ 計画の修正点について

3 宗像市子ども基本条例

(平成24年3月30日条例第13号、改正平成25年3月28日条例第8号、改正令和4年3月30日条例第5号)

前文

第1章 総則(第1条―第3条)

第2章 子どもの権利(第4条―第8条)

第3章 保護者、市民等、子ども関係施設及び市の役割(第9条―第12条)

第4章 子どもにやさしいまちづくり(第13条―第17条)

第5章 啓発(第18条―第20条)

第6章 子どもの権利の侵害に対する救済と回復(第21条―第26条)

第7章 施策の検証(第27条)

第8章 雑則(第28条)

附則

子どもは、夢と希望に満ちた、かけがえのない存在です。また、どの子ども自分らしく健やかに成長し、伸びる可能性を持っています。

その可能性の芽を摘み取らずに成長させることが、今、大人に問われています。

子どもは、一人ひとりが権利の主体です。あらゆる差別や暴力から守られ、豊かな愛情のもとで、生き、育ち、参加する権利があります。

大人は、子どもの最善の利益を保障しなければなりません。そのためには、子どもの気持ちをしっかりと受け止め、一緒に考えたり、体験させたり、教え導いていくことが大切です。

宗像市は、昔から交通や文化の要衝の地であり、人と人とのふれあいを大切にしてきたまちです。今もその精神がいきづいています。

子どもは、そのふれあいの中で、自分と同じように相手のことを大切にする心や、社会の一員としての役割やルールを学ぶことができます。

子どもが自らの可能性を伸ばし、自分の将来に夢を持てるまちは、すべての人にやさしく、希望に満ちたまちになります。

宗像市は、「子どもの権利」「大人の責務」「子どもにやさしいまち」を3つの柱とし、子どもの健やかな成長が保障されるまちづくりを、子どもも大人も共に手を取り合って進めていくことを宣言し、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子どもの権利を守るために、保護者、市民等、子ども関係施設及び市の責務並びに役割を明らかにするとともに、子どもにやさしいまちづくりの推進に関する施策の基本となる事項並びに子どもの権利侵害の救済及び回復に関する事項を定めることにより、将来にわたって子どもの権利及び健やかな成長が保障されることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 子ども 市内に住所を有する18歳未満の者をいう。

(2) 保護者 親又は親に代わり子どもを養育する立場にある者をいう。

(3) 市民等 次に掲げるものをいう。ただし、第1号に規定する子ども及び市外に住所を有する18歳未満の者を除く。

ア市内に住所を有する者

イ市内の事務所又は事業所に勤務する者

ウ市内の学校に在学する者

エ市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

(4) 子ども関係施設 次に掲げる施設をいう。

ア児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設

イ学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校

ウ社会教育法（昭和24年法律第207号）に規定する各種施設

エその他子どもが関係する施設

(5) 虐待 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。次号において「法」という。）第2条の児童虐待をいう。

(6) 通告 法第6条第1項による本市福祉事務所又は福岡県宗像児童相談所への通告をいう。

(責務)

第3条 保護者は、子どもの成長及び発達についての第一義的責任を持つことを認識し、その養育する子どもの権利を保障しなければならない。

2 市民等は、子どもに関わる場又は機会において、子どもの権利を保障しなければならない。

3 子ども関係施設の設置者、管理者及び職員（以下「施設関係者」という。）は、子ども関係施設において、子どもの権利を保障しなければならない。

4 市は、あらゆる施策を通じて子どもの権利を保障しなければならない。

5 保護者、市民等、施設関係者及び市は、前各項の責務を果たすに当たっては、お互いの立場を尊重し、協力して取り組まなければならない。

第2章 子どもの権利

(安心して生きる権利)

第4条 子どもは、安心して生きる権利を有しており、その権利を保障するため、主として次に掲げることが保障されなければならない。

(1) 命が守られ、尊重されること。

(2) 愛情及び理解をもって育まれること。

(3) 温かい家庭の中で、家族と共に生活すること。

(4) 平和で安全な環境の下で生活すること。

(5) あらゆる差別及び暴力を受けず、放置されないこと。

(6) 健全な発達を阻害する環境から守られること。

(自分らしく生きる権利)

第5条 子どもは、自分らしく生きる権利を有しており、その権利を保障するため、主として次に掲げることが保障されなければならない。

(1) 個性が尊重され、その個性を伸ばすこと。

(2) 自分で考え、判断し、行動すること。

(3) プライバシーが守られること。

(4) 子どもであることにより、不当な取扱いを受けないこと。

(豊かに育つ権利)

第6条 子どもは、様々な経験を通して豊かに育つ権利を有しており、その権利を保障するため、主として次に掲げることが保障されなければならない。

(1) 学ぶこと。

(2) 遊ぶこと。

(3) 生活のリズムが守られること。

(4) 良い事、悪い事及び社会のルールについてきちんと教えてもらうこと。

(意見を表明する権利)

第7条 子どもは、自ら社会に参加し、意見を表明する権利を有しており、その権利を保障するため、主として次に掲げることが保障されなければならない。

(1) 自分の気持ち又は考えを表現するために必要なコミュニケーションの力を伸ばす機会が得られること。

(2) 自分の気持ち又は考えを表明し、尊重されること。

(3) 意思決定に参加すること。

(4) 社会参加に関して、適切な支援が受けられること。

(子どもの役割)

第8条 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同様に、他の者の権利を尊重するよう努めなければならない。

2 子どもは、他の者の権利を侵害する行為をしないよう努めなければならない。

3 子どもは、家庭又は社会の一員としての役割を果たすよう努めなければならない。

第3章 保護者、市民等、子ども関係施設及び市の役割

(保護者の役割)

第9条 保護者は、子どもの最善の利益を第一に考え、かつ、愛情をもって子どもの成長及び発達に応じた養育をしなければならない。

2 保護者は、子どもの年齢に応じた心身の発達に関する知識及び養育について習得するよう努めなければならない。

3 保護者は、子どもが基本的な生活習慣及び社会性を身に付けるよう努めなければならない。

4 保護者は、虐待、体罰その他の子どもの権利を侵害することをしてはならない。

5 保護者は、子どもの発達に有害なものから子どもを保護しなければならない。

6 保護者は、子どもの個性に応じ、教育を受けさせるとともに、文化、芸術又はスポーツに接する機会を作るよう努めなければならない。

(市民等の役割)

第10条 市民等は、子どもは「社会の宝」とであると認識し、子どもを温かく見守り、子どもが安心して過ごすことができるよう努めなければならない。

2 市民等は、地域において、子どもが意見を表明し、又は参加する機会を設けるよう努めなければならない。

3 市民等は、子どもが社会のルールに反する行為をしたときは、注意し、若しくは指導し、又は関係機関等に通報し、若しくは連絡しなければならない。

4 市民等は、虐待を受けたと思われる子どもを発見したときは、速やかに通告しなければならない。

(子ども関係施設の役割)

第11条 子ども関係施設は、子どもの最善の利益を第一に考え、かつ、愛情をもって指導又は援助を行い、子どもを育成しなければならない。

2 子ども関係施設は、子どもの年齢又は個性に応じて、自主的な活動を支援しなければならない。

- 3 施設関係者は、子どもの育ち及び気持ちについて理解し、把握できる力を身に付けなくてはならない。
- 4 子ども関係施設は、虐待、体罰、いじめその他の子どもの権利を侵害する行為の防止に努めるとともに、相談しやすい環境を整備しなければならない。
- 5 子ども関係施設は、虐待の早期発見に努めるとともに、虐待を受けたと思われる子どもを発見したときは、速やかに通告しなければならない。

（市の役割）

- 第12条 市は、子どもの権利を保障するため、国、他の地方公共団体及び関係機関と連携するとともに、必要な施策を実施しなければならない。
- 2 市は、保護者、市民等及び子ども関係施設がそれぞれの責務と役割を果たすことができるよう、必要な支援をしなければならない。
 - 3 市は、子ども自ら又は保護者等を通じて、市政等に関する意見を求めるよう努めなければならない。
 - 4 市は、虐待、体罰、いじめその他の子どもの権利を侵害する行為の防止及び早期発見に努めなければならない。
 - 5 市は、前項の取組において被害を受けた子どもを発見したときは、その保護及び救済に努めるとともに、関係機関と協力し、必要な支援をしなければならない。
 - 6 前各項に定めるもののほか、市は、さまざまな方法を通して、子どもの権利の普及及び啓発に努めなければならない。

第4章 子どもにやさしいまちづくり

（施策の推進）

- 第13条 市は、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりの施策を推進するため、行動計画を策定しなければならない。
- 2 市は、行動計画を策定し、又は見直すときは、第27条の宗像市次世代育成支援対策審議会の意見を聴かななければならない。
 - 3 市は、行動計画を策定し、又は見直したときは、速やかにその内容を公表しなければならない。

（子どもの居場所づくり）

- 第14条 市、市民等及び施設関係者は、地域において、子ども同士が遊び等の体験を通じ、豊かに成長できるよう、安全で安心な居場所づくりに努めなければならない。
- 2 市は、自主的に居場所づくりをしている市民等との連携を図り、その支援に努めなければならない。

（子どもの意見表明の機会の提供）

- 第15条 市は、子どもが意見表明を行うことができる機会を設けるよう努めなければならない。

（子育て支援）

- 第16条 市、市民等及び施設関係者は、保護者が安心して子育てをすることができるよう支援しなければならない。
- 2 市、市民等及び施設関係者は、保護者の子育て及び仕事の両立を支援するとともに、子どもが健康やかに成長できる環境づくりに努めなければならない。

（健全な発達を阻害する環境からの保護）

- 第17条 市、市民等及び施設関係者は、健康に有害なもの、性的虐待、過激な暴力等の有害な情報その他の子どもの健全な発達を阻害する環境から子どもを保護し、又はその環境を改善するよう努めなければならない。

第5章 啓発

(啓発)

第18条 市は、子どもの権利の普及及び啓発に努めるものとする。

(学習等への支援)

第19条 市は、家庭教育、学校教育及び社会教育の場において、子どもの権利についての学習及び研修が推進されるよう、必要な教育環境の整備に努めなければならない。

2 市は、施設関係者、医師又は保健師等の子どもの権利に職務上関係のある者に対し、子どもの権利についての理解がより深まるよう、研修の機会を提供するよう努めるものとする。

3 市は、子どもが自主的に行う子どもの権利についての学習等の取組に対し、必要な支援に努めるものとする。

(子どもの権利の日)

第20条 市は、子どもの権利についての関心及び理解を深めるため、宗像市子どもの権利の日（以下「権利の日」という。）を設ける。

2 権利の日は、11月20日とする。

3 市は、権利の日の趣旨にふさわしい事業を行うものとする。

第6章 子どもの権利の侵害に対する救済と回復

(子どもの権利救済委員)

第21条 市は、子どもの権利の侵害に迅速かつ適切に対応し、その救済及び権利の回復を支援するため、宗像市子どもの権利救済委員（以下「救済委員」という。）を置く。

2 救済委員は、3人以内とする。

3 救済委員は、子どもの権利、福祉、教育等に関して知識経験を有する者のうちから、市長が選任する。

4 救済委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 救済委員は、任期の満了以外は、その意に反して職を解かれぬ。

6 前項の規定にかかわらず、市長は、救済委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合又は救済委員としてふさわしくない行為があると認める場合においては、その職を解くことができる。

(救済委員の職務)

第22条 救済委員は、次に掲げる職務を行う。

(1) 子どもの権利の侵害について、子どもその他関係者から相談を受け、その救済及び権利の回復のために、助言又は支援をすること。

(2) 権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査又は関係者間の調整をすること。

(3) 子どもが権利の侵害を受けていると認めるときに、自らの判断で調査すること。

(4) 必要と認めるときに、子どもの権利を侵害した者に対して、是正措置を講ずるよう勧告し、又は制度等の改善を要請すること。

(5) 前号の勧告又は要請に対する是正措置又は制度等の改善の状況等の報告を求めること。

2 救済委員は、前項の職務を行うに当たっては、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 職務上知り得た秘密を漏らさないこと。その職を退いた後も同様とする。

(2) 人権について十分に配慮すること。

(3) 関係機関等と協力すること。

(救済委員に対する支援及び協力)

第23条 市は、救済委員の独立性を尊重し、その活動を積極的に支援しなければならない。

2 保護者、市民等及び子ども関係施設は、救済委員の活動に協力するよう努めなければならない。

(勧告又は要請への対応)

第24条 市は、救済委員から勧告又は要請を受けたときは、速やかに、その対応状況等を報告しなければならない。

2 市以外のものは、救済委員から勧告又は要請を受けたときは、速やかに、その対応状況等を報告するよう努めなければならない。

(勧告又は要請等の内容の公表)

第25条 救済委員は、必要と認めたときは、勧告若しくは要請又はその対応状況等を公表することができる。

(報告等)

第26条 救済委員は、毎年の活動状況等を市長に報告し、市民に公表する。

第7章 施策の検証

(子どもの権利の保障状況の検証)

第27条 市は、この条例による施策、行動計画の実施状況及び子どもの権利の保障状況について毎年度検証を行わなければならない。

2 前項の検証に当たっては、宗像市次世代育成支援対策審議会条例(平成25年条例第8号)に規定する宗像市次世代育成支援対策審議会に対し、諮問するものとする。

3 市長その他の執行機関は、審議会の報告又は提言を尊重し、必要な措置をとるものとする。

(平成25条例8・一部改正)

第8章 雑則

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第6章及び第7章の規定は平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条第1項の規定により策定されている計画は、この条例の相当規定に基づき策定された行動計画とみなす。

3 第22条の規定は、この規定の施行の日(以下「施行日」という。)前3年から施行日の前日までが生じた子どもの権利の侵害に関わる事項についても適用するものとする。

(準備行為)

4 第21条第3項の規定による救済委員の選任に関し必要な行為は、同項の規定の施行の日前においても行うことができる。

附 則(平成25年3月28日条例第8号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月30日条例第5条)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

4 市民意見提出手続（パブリック・コメント）の意見及びその回答

第 2 期宗像市子ども・子育て支援事業計画（案）に関する市民意見提出手続（パブリック・コメント）の意見及びその回答

●実施期間：令和 2 年 1 月 7 日～令和 2 年 2 月 7 日

第 2 期宗像市子ども・子育て支援事業計画（案）について、2 名から 11 項目のご意見を頂きました。ありがとうございました。頂いたご意見について、すべて貴重なご意見として本計画への反映を検討しました。ご意見に対する市の考え方は下記のとおりです。

貴重なご意見を多数頂きありがとうございました。

	箇所	意 見	対応	回 答
1	P2 ~3	第一期計画が「概ね計画通りに実施できた」と書いてありますが、その根拠を示された方が我々市民は理解しやすいです。計画とは何かを実現するために立てるものですので、「事業を実施した」＝「実現した」とは言い切れないと思います。「様々な事業を実施したことによって、我々市民は何を得ることができたのか？」その部分の説明を分かりやすく書いていただけないでしょうか。特に市内保育園において子どもの人権が保障されなかった可能性が新聞テレビなどで報道されている状況です、まだ事実関係が確定していない状況とはいえ、市民の行政に対する認識と乖離しているように感じます。	原案どおり	「概ね計画通りに実施できた」根拠として 7 つの重点施策の実施状況評価を記載しております。また、第 1 期計画事業の進捗管理について、毎年評価を行い、宗像市次世代育成支援対策審議会で諮っております。 更に、ご意見にあります報道を受けて、本計画では、各基本方針の事業に「子ども基本条例啓発業務」を盛り込み、保護者、市民、子ども関係施設に対してしっかりと子どもの権利等について啓発していきます。
2	P57	子育てに関する情報発信や情報経路の確立が必要との認識があるようですが、子育て世代に対応した情報ツールとしてライン@や電子広報サイトを活用する自治体が増えています。本市では紙媒体の広報誌、子育てサイト、Facebook にとどまっており、その更新頻度もあまり多くはないと思うのですが、具体的に示した方がより理解しやすいのではないのでしょうか。	原案どおり	シティプロモーション事業の実施にあたっては、広報紙や子育てサイト、フェイスブックなどの既存の情報ツールに加え、様々な媒体を活用することとしております。ご指摘頂いたとおり、新たな情報ツールについても、活用の検討を進めて参ります。

3	P35 ~36	団体調査について 5 施設に対面形式でヒアリングされているが、結果として出された意見がどの程度の割合なのか？（1 人の意見なのか、大半の意見なのか）判断できない状況になっています。計画である以上はよりわかりやすく整理された方がよいのではないのでしょうか？（様々な意見が出たことを訴える意図があるのであれば、冊子後半に持ってくるなどの工夫の余地があるのでは）	一部修正	団体調査については、各団体の代表（園長等）の方にヒアリングを行いました。ご指摘のとおり、回答を整理し、全体的に共通した意見、特に重要だと思われる意見を掲載します。
4	P41 ~66	基本方針、基本的な視点、基本理念の説明は理解できますが、具体化する事業の説明に具体的な目標が設定されていないので、せめて現状数値だけでも記述しておいた方が、市職員の引継ぎの時や将来の改定時期などの機会にこの計画の達成度を確認しやすくなり、より良い改善が進められるのではないのでしょうか。 例えば、「子ども基本条例啓発業務によって市民認知率が現状は〇%だが、5 年後には□%にする。」等	原案どおり	市及び宗像市次世代育成支援対策審議会でも数値目標について検討いたしました。検討した結果、本計画の事業の中には数値目標を設定しがたい事業もあり、統一した形式で表せないという結論に至ったため掲載はしませんでした。第 1 期計画では、毎年、各事業の進捗管理を行う中で数値目標を設定しており、宗像市次世代育成支援対策審議会でも諮っております。本計画も同様に各事業の進捗状況を確認して見直しを図っていきます。
5	P44	家庭教育学級の中で PTA などの家庭教育学級の開設があげられているが、PTA も社会的な状況変化による課題（共働き、ひとり親、経済的負担増などの理由で会員減少、役員負担増など）があります。おそらく子育て支援団体も社会状況の変化による様々な課題を抱えているので、市の都合に合わせてもらうのではなく、各種団体の都合に市が合わせる視点が必要ではないのでしょうか。そうでなければ、多忙な団体役員（市民）の負担がさらに増すことになるのではないのでしょうか。その辺への配慮がこの計画を策定するにあたっての大きなテーマと言えるのではないのでしょうか。 「社会状況が変わったから計画を見直します、でも事業内容は今まで通りのまま継続します」だけでは根本的な解決策にはならないのではないのでしょうか。必要なことは「社会状況に合わせて今までの事業の内容も見直します」ではないのでしょうか。（もし、そうされていたのでしたらすみません）	原案どおり	PTA など地域の方に担って頂く役員の社会的な状況の変化に伴う課題は理解しております。そこで、市主催による家庭教育学級の回数を増やしたり、団体による家庭教育学級開設に向けた相談会を開催したりしていくなど、役員の負担を軽減する工夫を行っています。
6	P53	放課後子ども総合プラン事業について、コミュニティセンターには距離的な課題があるので参加者が限られると思います。学校の敷地内や自治公民館での学習や体験・交流等を推進するほうが児童の日常動線に近く安全面、費用対効果も大きいのではないのでしょうか。もし仮に立地的なことも計画策定の中で決ま	原案どおり	放課後子ども総合プラン事業については、地域の状況に応じて各コミュニティが中心となり事業を展開して頂いています。市としては、学校施設の活用も含めて各地区コミュニティで開催場所の検討を行って頂いていますので、計画への明示は差し控えさせていただきます。

		っていましたら明示されてはどうか。		
7	P54	子どもまつり事業の中で意見を表明する権利について言及されていますが、本来は本市の全ての事業の中で保障されるべき権利であることであり、さらに言えば意見表明とは感じたことを人前で話す機会を提供するだけでなく、「意思決定に参加すること」を保障されることも含まれています。しかしながら、基本条例が制定されて6年経過しても、主だったもので言うと子どもまつり事業しか「意思決定に参加すること」を満たしていない状況なのではないでしょうか。是非、「意思決定に参加すること」このことを市民（職員）全体で共有できるような表現を計画の中に盛り込むことができないでしょうか。	原案どおり	子どもの「意見表明する権利」の保障は、ご指摘のように「子どもまつり事業」のみで保障されているものではありません。例えば、中学生の生徒会活動なども「意見を表明する権利」の保障に繋がるものでし、子どもが参加する事業を進める中で、子どもたちが「意思決定」を行っているものもあります。 今後、より子どもたちが「意思決定に参加すること」ができるよう、市の事業内容を検討するよう職員共有していきます。更に、本計画の3つの基本方針それぞれに「子ども基本条例啓発業務」事業を盛り込んでおり、保護者、市民、子ども関係施設に対してしっかり啓発していこうと考えています。その中で、子どもの権利の一つである「意見を表明する権利」の「意思決定に参加すること」ができるよう啓発していきたいと考えています。
8	P54 P62	グローバル人材に求められる考え方とは具体的にどのような考え方なのか、我々市民が理解して推進しやすくなるように分かりやすく記述してもらえないでしょうか。	追加記載	「グローバル人材に求められる考え方」とは「お互いを尊重し、そうぞう力を持って、世界とコミュニケーションができる」と第2期宗像市グローバル人材育成プランで設定しています。よって、以下を追加します。 P55 及び P63「グローバル人材育成事業事業概要」冒頭に「第2期宗像市グローバル人材育成プランに基づき、」を追加。
9	P58 ~59	安全安心なまちづくりについて、通学路の安全対策に関しては宗像市通学路交通安全プログラムとして教育政策課が所管となって事業を進めておられますが記載されていません。通学路の安全確保は全ての保護者の願うところでもあります。大変に重要な取り組みですので記載すべきではないでしょうか。	追加記載	子どもが毎日通う学校への通学路の安全確保は重要な取り組みです。ご指摘のとおり事業として記載します。 P59~60 事業名「通学に関する業務」事業概要「児童生徒が安心して学校に通うことができるよう、学校、保護者、地域、道路管理者、警察等と連携し、通学路の安全確保を図る。」
10	P74	計画の推進にあたって、毎年度点検評価を行うとありますが、評価基準を計画に盛り込んでおけば我々市民も確認しやすくなるので盛り込んではいかがでしょうか。	原案どおり	前述のように、毎年、事業の進捗管理を行い宗像市次世代育成支援対策審議会で報告・審議を行っています。その際、評価基準も審議会での資料に掲載しております。審議会の資料は、市ホームページに掲載しておりますので、そちらで確認して頂けたらと存じます。

11	P40 基本的視点に子どもの権利について入れていただいたのは意義があることだと思います。基本的視点を、実効的なものにするために、子どもの権利の4原則の一つである「子どもの参加権」を保障する施策を入れてください。子ども議会を開き、ぜひこの計画についても子どもから意見をもらってください。この計画づくりも保護者にはきいたが、子どもには聴いてないと聞きました。子どもは、この計画の当事者であり、市民です。この街のこと、自分たちの計画に参画できるようにしてください。参考になる地域は色々ありますが、宝塚市の子ども議会は参考になると思います。⇒ http://www.city.takarazuka.hyogo.jp/s/kyoiku/seishonen/1001063.html 宗像市は子どもの人権救済機関を置いており、九州でも先駆的な地域です。子どもの権利保障の一つとして、子ども参画の施策をぜひお願いしたいと思います。取組みのために協力できることがあれば、ご連絡ください。	原案どおり	宝塚市子ども議会の情報ありがとうございます。本計画策定にあたり、子育て中の保護者へニーズ調査及び子育て支援関係施設へヒアリング調査を行いました。子どもへの調査等意見は伺っておりません。また、「はぴくる通信」の中で、本計画案に対する意見を中高生に呼び掛けましたが意見はありませんでした。本計画を進めていく中や、次期計画策定時には、子どもが参画できる取組を検討していきたいと考えています。その際、是非ご支援頂けると幸いです。
----	---	--------------	---

5 表紙イラストについて



宗像市は、子育て世代や新婚世代の人たちが「住みたい」「住み続けたい」と感じることができる都市イメージの確立を目指し、都市ブランドづくりを進めており、本市が目指す都市ブランドをわかりやすく表現したものが表紙のロゴマークとキャッチコピーです。

ロゴマークは「宗」をモチーフに子どもの笑顔を表現し、青と緑で豊かな自然を、ピンクで人々のあたたかさを表しています。キャッチコピーには、まちの魅力をみんなで創造・発信し、知れば知るほど「むむっ!すごい」と思ってもらえるまちにしたい。そんな思いを込めています。

第2期宗像市子ども・子育て支援事業計画
令和2年3月（令和4年12月中間見直し）
宗像市 教育子ども部 子ども育成課
〒811-3492 福岡県宗像市東郷一丁目1番1号
TEL : 0940-36-1214 FAX : 0940-37-3046
<https://www.city.munakata.lg.jp/>